

那覇市公報

号外第 7 1 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例(道路建設課)	2970
○那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 (行政経営課)	2988
○那覇市営住宅等整備基準条例(建設企画課)	2993
○那覇市新型インフルエンザ等対策本部条例(健康推進課)	2995
○那覇市職員の再任用に関する条例(人事課)	2997
○那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例 (上下水道局総務課)	2999
○那覇市公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例 (上下水道局下水道課)	3002
○那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する 条例(人事課)	3004
○那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ...	3009
○那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(人事課)	3011
○那覇市公設市場条例の一部を改正する条例(なはまちなか振興課)	3015
○那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例(行政経営課)	3016
○那覇市公園条例の一部を改正する条例(花とみどり課)	3018
○那覇市特別会計条例の一部を改正する条例(財政課)	3021
○那覇市税条例の一部を改正する条例(税制課)	3022
○那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例 (区画整理課)	3023

○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(行政経営課)・・・	3024
○那覇市療育センター条例の一部を改正する条例(こどもみらい課)……………	3027
○那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)……………	3029
○那覇市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)……………	3037
○那覇市 ^{タマウドゥン} 玉 陵 及び識名園条例の一部を改正する条例(教育委員会文化財課)・・	3040
○那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例(子育て応援課)……………	3044
○那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例(消防本部予防課)………	3046
○那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部を改正する条例 (なはまちなか振興課)……………	3049
○那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例(商工農水課)……………	3052
○那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準 を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(人事課)……………	3055
○那覇市公営墓地整備等事業基金条例の一部を改正する条例(環境保全課)・・・	3057
○那覇市都市景観条例の一部を改正する条例(都市計画課)……………	3058
○那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例(議会事務局議事管理課)………	3059

◇規 則◇

○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)……………	3061
○那覇市道路移動等円滑化基準を定める規則(道路建設課)……………	3062
○那覇市営住宅等の整備基準に関する規則(建設企画課)……………	3076
○那覇市 ^{タマウドゥン} 玉 陵 及び識名園条例施行規則(行政経営課)……………	3080
○那覇市道路の構造の技術的基準を定める規則(道路建設課)……………	3083
○那覇市道路標識の寸法を定める規則(道路管理課)……………	3086
○那覇市公園施設等の設置基準を定める規則(花とみどり課)……………	3093
○那覇市教育委員会に対する事務委任規則(行政経営課)……………	3104

○那覇市職員退職手当支給条例施行規則及び那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	3106
○那覇市伝統工芸館条例施行規則及び那覇市伝統工芸館運営審議会規則の一部を改正する規則(商工農水課)	3114
○那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則(なはまちなか振興課) ·	3117
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)	3119
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	3125
○那覇市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	3131
○那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則(人事課) ·	3133
○那覇市公有財産規則の一部を改正する規則(管財課)	3134
○那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (子育て応援課)	3136
○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	3138
○那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の一部を改正する規則 (なはまちなか振興課)	3146
○那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則(こども政策課)	3149
○那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	3152
○那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則等を廃止する規則(福祉政策課)	3156

◇会計管理者訓令◇

○那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令(出納室)	3157
--------------------------------------	------

条 例

那覇市条例第 3 号

平成25年 3 月29日

那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、道路(本市が道路管理者である市道に限る。)について、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3ただし書の規定に基づき当該道路を新設し、又は改築する場合におけるその構造の一般的技術的基準及び当該道路に設ける道路標識の寸法等並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項の規定に基づき当該道路に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、「植樹ます」とは、主として樹木を植栽するために、道路の一部において、縁石等により区画して設けられるものをいう。

（道路の区分）

第3条 道路の区分は、構造令第3条第1項の第4種とする。

2 道路は、次の表に定めるところにより第1級から第4級までに区分するものとする。

区 分	計画交通量(単位 1日につき台)
第1級	10,000以上
第2級	4,000以上10,000未満
第3級	500以上4,000未満
第4級	500未満

3 前項の規定による区分は、当該区分を行う道路の交通の状況を考慮して行うものとする。

4 第1級から第3級までの道路(高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等(小型自動車

その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車がう回することができる道路があるときは、小型自動車等及び歩行者又は自転車等のみの通行の用に供する道路とすることができる。

- 5 第1級から第3級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。
- 6 道路は、小型道路(第4項に規定する小型自動車等及び歩行者又は自転車等のみの通行の用に供する道路並びに前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分をいう。以下同じ。)と普通道路(小型道路以外の道路及び道路の部分をいう。以下同じ。)とに区分するものとする。

(車線等)

第4条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあつては、この限りでない。

- 2 道路の区分に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。

区分	設計基準交通量(単位 1日につき台)
第1級	12,000
第2級	10,000
第3級	9,000
交差点の多い道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。	

- 3 前項に規定する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線あたりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分	1車線当たりの設計基準交通量(単位 1日につき台)
第1級	12,000
第2級	10,000
第3級	10,000
交差点の多い道路については、この表の1車線あたりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線あたりの設計基準交通量とする。	

- 4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分		車線の幅員(単位 メートル)
第1級	普通道路	3.25
	小型道路	2.75
第2級及び第3級	普通道路	3
	小型道路	2.75

- 5 第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

- 第5条 車線の数が4以上である道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、道路の車線は、往復の方向別に分離するものとする。

- 2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 3 中央帯の幅員は、1メートル以上とするものとする。
- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。
- 6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに

類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

- 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

（副道）

第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 車道の左側又は右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。
- 3 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 4 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 5 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の車道の左側又は右側に設ける路肩の幅員の値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えて同項の規定を適用するものとする。

（停車帯）

第8条 道路（第4級を除く。）には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第9条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線	3
複線	6

（自転車道）

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第11条 自動車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、ベンチ又は並木を設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただ

し、第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第12条 次に掲げる道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（1） 第1級から第3級までの道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）

（2） 自転車道を設ける第4級の道路

- 2 第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項第2号に掲げる道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、ベンチ又は並木を設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯等）

第14条 道路（第4級を除く。）には、植樹帯又は植樹ますを設けるものとし、第4

級の道路には、必要に応じ、植樹帯又は植樹ますを設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 植樹帯及び植樹ますの幅員は、1メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯及び植樹ますの幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。
 - (1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間
 - (2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが确实と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
- 4 植樹帯及び植樹ますの植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第15条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分	設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第1級	60	50又は40
第2級	60、50又は40	30
第3級	50、40又は30	20
第4級	40、30又は20	

- 2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

（車道の屈曲部）

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走

行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第18条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、6パーセント以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

(曲線部の車線等の拡幅)

第19条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあっては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第20条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

- 第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

- 第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右

欄に掲げる値以下とすることができる。

区分	設計速度	縦断勾配	
	(単位 1時間につきキロメートル)	(単位 パーセント)	
普通道路	60	5	7
	50	6	8
	40	7	9
	30	8	10
	20	9	11
小型道路	60	8	
	50	9	
	40	10	
	30	11	
	20	12	

(登坂車線)

第23条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径
(単位 1時間につきキロメートル)		(単位 メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800

	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

- 第25条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 3 道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由に

よりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第27条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

（排水施設）

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠^{きよ}、集水ま

すその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第30条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第7条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条並びに構造令第12条の規定は、適用しない。

（自動車専用道路と道路等の交差の方式）

第31条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
 - (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合
- (鉄道等との平面交差)

第32条 道路が鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

（凸部、狭さく部等）

第34条 第4級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭さく部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第35条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

（防護施設）

第37条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第38条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（次項において「橋等」という。）は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものと

する。

- 2 前項に規定するもののほか、橋等の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

（附帯工事等の特例）

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条まで（第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。）並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（小区間改築の場合の特例）

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第42条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅

員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条まで及び前条第1項並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第40条まで及び第41条第1項並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

（道路標識の寸法）

第44条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、規則で定めるところによる。この場合において、当該寸法は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るものとしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、道路の形状、交通の状況等により、同項の規則で定

める寸法を縮小する必要があるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲内で、当該寸法を2分の1まで縮小することができる。

（道路移動等円滑化基準）

第45条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の道路移動等円滑化基準は、規則で定めるところによる。この場合において、当該基準は、同法第2条第1号の高齢者、障害者等の移動又は道路の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は道路の利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

（特殊な事情の場合の特例）

第46条 道路を新設し、又は改築するに当たり、その自然的、社会経済的条件からみてこの条例（第44条を除く。）の規定による基準の全部又は一部を適用することが著しく困難であると認められるときは、当該基準によらないことができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、第4条から第43条までの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

那覇市条例第4号

平成25年3月29日

那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し、公の施設に関する他の条例に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者に管理を行わせる施設）

第2条 指定管理者に管理を行わせることができる公の施設については、それぞれの公の施設に関する条例の定めるところによる。

（公募）

第3条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設(以下「指定施設」という。)の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請の受付期間
- (4) 申請に必要な事業計画書等の書類
- (5) 第5条の選定の基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (8) 指定管理者に指定しようとする期間
- (9) その他市長等が必要と認める事項

（指定の申請）

第4条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他市長等が必要と認める書類を添付して、市長等に提出しなければならない。

（候補者の選定）

第5条 市長等は、前条の規定による申請をした団体のうちから、次に掲げる選定の基準に照らし、指定施設の管理を行わせるに最適な団体を指定管理者の候補者と

して選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った指定施設の管理を安定して行う能力を有すること。

（公募によらない候補者の選定）

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定にかかわらず、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 第4条の規定による申請がなかったとき、又は前条の規定により選定すべき適当な団体がなかったとき。
- (2) 地域等の活力を積極的に活用した管理を行うために、公募によらない方法をとることが、指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められるとき。
- (3) 指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によることが適当でないと認められるとき。
- (4) 指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- (5) その他公募によらない方法をとることに相当な理由があると認められるとき。

2 市長等は、前項の規定による選定をしようとするときは、前条の選定の基準に照らし、総合的に判断するものとする。

（指定）

第7条 市長等は、前2条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後、前条の協定において定める日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、市長等が指定する日までに、当該年度の指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長等が必要と認める事項
(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

3 市長等は、第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(原状回復)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わなくなった指定施設及びその設備を直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長等がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により指定施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（市長等による管理）

第14条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、公の施設に関する他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（1） 第5条及び第6条1項の規定による選定のいずれも行わないこととしたとき。

（2） 第7条第1項の規定による指定管理者の指定ができなかったとき。

（3） 第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（4） 指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、指定管理者の収入として収受させようとし、又は収受させている利用料金があるときは、市長等は、当該利用料金の額と同一の額をもって使用料とし、これを徴収する。

3 市長等は、特別な理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

4 市長等は、第1項の規定により管理の業務の全部又は一部を行うときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第15条 指定管理者及び指定施設の管理の業務に従事している者は、指定施設の管理の業務を行うに当たっては、那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第 5 号

平成25年 3 月29日

那覇市営住宅等整備基準条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅等整備基準条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (3) 市営住宅等 市営住宅及び共同施設をいう。

（健全な地域社会の形成）

第3条 市営住宅等は、地域コミュニティ活動の促進及び地域の防災に寄与すること等、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第4条 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第5条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

（環境への負荷の低減等）

第6条 市営住宅等の建設に当たっては、太陽光その他の再生可能エネルギーの活用、雨水の利用、緑化等を行うことにより、地球温暖化の防止及び環境への負荷の低減に努めなければならない。

（その他整備基準）

第7条 第3条から前条までに規定するもののほか、市営住宅等の整備基準は、規則で定めるところによる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、市営住宅等であつて、現に存するもの、現に新築若しくは増築の工事中のもの又は平成24年度において新築若しくは増築の工事の請負契約を締結したもののうち当該新築若しくは増築の工事の着手前のものについては、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

那覇市条例第 6 号

平成25年 3 月29日

那覇市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、那覇市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を統括する。

2 本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下この条において「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（部会）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

那覇市条例第 7 号

平成25年 3 月29日

那覇市職員の再任用に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の再任用に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)附則第6条の規定に基づき、職員の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年退職者に準ずる者）

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用されたことがある者(同号に掲げる者を除く。)

（任期の更新）

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

- 2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（任期の末日に関する特例）

- 2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年

那覇市条例第 8 号

平成25年 3 月29日

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

（布設工事監督者を配置する工事）

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する布設工事とする。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する学校の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校の卒業者にあっては1年以上、第2号に規定する

学校の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程若しくは学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の規定による経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として「上水道及び工業用水道」又は「水道環境」を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する布設工事監督者としての資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に

相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとの規定による経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第 9 号

平成25年 3 月29日

那覇市公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第7条第2項の規定に基づき、公共下水道の構造に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第2条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道(排水施設に限る。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして企業管理規程で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他企業管理規程で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠^{きょ}の断面積は、企業管理規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工^{せう}の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠^{きょ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きょ}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(9) 暗渠^{きょ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所
その他管渠^{きょ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(適用除外)

第3条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第10号

平成25年3月29日

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する
条例

（那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第1条 那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（1967年那覇市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2～3 [略]	（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2～3 [略] （再任用職員についての適用除外） 第20条 第7条 第8条及び第15条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	

（那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（1週間の勤務時間） 第2条 [略] 2 [略] 3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公	（1週間の勤務時間） 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u> 4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公

署の特殊の必要により前2項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする勤務時間を別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）によ

署の特殊の必要により第1項及び第2項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする勤務時間を別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員

り、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（時間外勤務代休時間）

第6条の4 任命権者は、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）第21条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第3条第2項、第3条の2又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）のうち第7条第1項に規定する休日及び第8条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 〔略〕

（年次有給休暇）

第9条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で

等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（時間外勤務代休時間）

第6条の4 任命権者は、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）第21条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第3条第2項、第3条の2又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）のうち第7条第1項に規定する休日及び第8条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 〔略〕

（年次有給休暇）

第9条 〔略〕

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日

定める日数)	を超えない範囲内で規則で定める日数)
(2)～(3) 〔略〕	(2)～(3) 〔略〕
2～3 〔略〕	2～3 〔略〕
備考	
1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 那覇市職員の育児休業等に関する条例（平成4年那覇市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い） 第17条 育児短時間勤務（法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条、次条及び付則第5項において同じ。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 〔表 別記〕	（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い） 第17条 〔略〕 〔表 別記〕
備考	
1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	
3 表の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。	

〔改正前 別記〕

〔第17条の表〕

第10条第1項、第2項及び第4項	〔略〕	
第19条第2項第2号	額	額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
〔略〕		
第21条第2項	〔略〕	

第21条第3項	第1項	第1項(那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第21条第4項	[略]	
第26条第3項	[略]	
第26条第4項及び第26条の4第3項	[略]	
第26条第5項	[略]	

[改正後 別記]

[第17条の表]

第10条第1項	[略]	
第10条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
[略]		
第21条第3項	[略]	
第21条第4項	第2項	那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条
第21条第5項	[略]	
第26条第4項	[略]	
第26条第5項及び第26条の4第3項	[略]	
第26条第6項	[略]	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第11号

平成25年 3 月 29 日

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 10 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間、第3条第1号中「108万5,000円」とあるのは「97万7,000円」とし、同条第2号中「89万円」とあるのは「80万1,000円」とし、同条第3号中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とし、同条第4号中「56万4,000円」とあるのは「50万8,000円」とする。	付 則 10 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間、第3条第1号中「108万5,000円」とあるのは「97万7,000円」とし、同条第2号中「89万円」とあるのは「80万1,000円」とし、同条第3号中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とし、同条第4号中「56万4,000円」とあるのは「50万8,000円」とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 5 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(給与条例付則第10項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。	付 則 5 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額(給与条例付則第10項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。)」とする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 7 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間、第3条中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とする。	付 則 7 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間、第3条中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とする。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第12号

平成25年 3 月29日

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 15 当分の間、<u>20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第16条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))を除く。)</u>に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の104</u>を乗じて得た額とする。 16 第3条第1項(<u>傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え<u>36年6月以下</u>である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額</u>とする。	付 則 15 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の93.1</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第15項」とする。</u> 16 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え<u>42年11月以下</u>である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、<u>同条第1項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額</u>とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 12 当分の間、<u>44年6月以上</u>勤続して退職した者で新条例第3条第1項の規定に該当す	付 則 12 当分の間、<u>43年以上</u>勤続して退職した者で新条例第3条第1項の規定に該当する

る退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として旧条例付則第15項の規定の例により計算して得られる額とする。

退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例付則第15項の規定の例により計算して得られる額とする。

備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額(那覇市職員退職手当支給条例第3条第1項の給料月額をいう。以下同じ。)を基礎として、この条例による改正前の那覇市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで、第9条及び付則第15項から第18項まで並びに付則第7項の規定による改正前の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号。以下この項において「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した<u>退職手当の額が</u>、新条例第2条の4から第6条まで及び第9条から第9条の5まで並びに付則第15項から第18項まで、付則第4項及び第5項並びに<u>付則第7項の規定による改正後の条例第40号付則第12項の規定により計</u>	付 則 2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額(那覇市職員退職手当支給条例第3条第1項の給料月額をいう。以下同じ。)を基礎として、この条例による改正前の那覇市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで、第9条及び付則第15項から第18項まで並びに付則第7項の規定による改正前の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号。以下この項において「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した<u>額(当該勤続期間が42年8月以上44年5月以下の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する</u>

算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。	<u>退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第15項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の93.1(当該勤続期間が20年以上の者(42年7月以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び36年7月以上42年7月以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104分の93.1)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第6条まで及び第9条から第9条の5まで並びに付則第15項から第18項まで、付則第4項及び第5項並びに条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</u>
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下この項において「新退職手当条例」という。)付則第15項(新退職手当条例付則第17項及び第2条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例付則第12項においてその例による場合を含む。)及び第16項の規定の適用については、新退職手当条例付則第15項中「100分の93.1」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の101.9」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の99.7」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の97.5」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「100分の95.3」とする。
- 3 第3条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例付則第2項の規定の適用については、同項中「100分の93.1」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の101.9」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の99.7」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の97.5」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「100分の95.3」と、「104分の93.1」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の101.9」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にお

いては「104分の99.7」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「104分の97.5」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「104分の95.3」とする。

那覇市条例第13号

平成25年 3 月29日

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	位置
那覇市牧志公設市場	[略]
那覇市田原公設市場	那覇市宇栄原2丁目6番1号
那覇市宇栄原公設市場	[略]
那覇市若松公設市場	那覇市松山2丁目22番1号
那覇市第一牧志公設市場	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	位置
那覇市牧志公設市場	[略]
那覇市宇栄原公設市場	[略]
那覇市第一牧志公設市場	[略]

那覇市条例第14号

平成25年 3 月 29 日

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)～(5) [略] (6) <u>健康福祉部</u> (7)～(9) [略] 第2条 総務部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) <u>新庁舎の建設に関すること。</u> (10) [略] 2 [略] 3 市民文化部の分掌事務は次のとおりとする。 (1)～(5) [略] 4 経済観光部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>消費生活に関すること。</u> (3)～(4) [略] 5 環境部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] 6 <u>健康福祉部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) <u>保健医療に関すること。</u> (4) [略] (5) <u>国民健康保険に関すること。</u>	第1条 [略] (1)～(5) [略] (6) <u>福祉部</u> (7) <u>健康部</u> (8)～(10) [略] 第2条 [略] (1)～(8) [略] (9) [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(5) [略] (6) <u>市民生活の安全に関すること。</u> 4 [略] (1) [略] (2)～(3) [略] 5 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>動物の愛護及び管理に関すること。</u> 6 <u>福祉部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) [略]

	<u>7 健康部の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 保健医療に関すること。</u> <u>(2) 保健所に関すること。</u> <u>(3) 国民健康保険に関すること。</u>
<u>7</u> 〔略〕	<u>8</u> 〔略〕
<u>8</u> 都市計画部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) 〔略〕	<u>9</u> 〔略〕 (1)～(7) 〔略〕 <u>(8) 地籍調査に関すること。</u>
<u>9</u> 〔略〕	<u>10</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第15号

平成25年 3 月 29 日

那覇市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公園条例の一部を改正する条例

那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章～第5章 [略] 付則 (趣旨) 第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び<u>法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</u> <u>第2条 削除</u>	目次 第1章 [略] <u>第1章の2 公園の設置(第2条の2―第2条の5)</u> 第2章～第5章 [略] 付則 (趣旨) 第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)、<u>都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)及び都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)に定めるもののほか、公園の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(定義)</u> <u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>公園</u> 法第2条第1項に規定する都市公園で本市が設置し、又は管理するものをいう。 (2) <u>公園施設</u> 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。 <u>第1章の2 公園の設置</u> <u>(住民1人当たりの公園の敷地面積の基準)</u> <u>第2条の2 本市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。</u> <u>(公園の配置及び規模の基準)</u> <u>第2条の3 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほ</u>

か、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.2ヘクタールを標準として定める。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定める。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定める。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるよ

	<u>うに配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。</u> <u>（公園施設の建築面積の基準）</u> <u>第2条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。</u> <u>2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、規則で定めるところによる。</u> <u>（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）</u> <u>第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、規則で定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する同法第2条第13号の特定公園施設を設置する場合にあっては、この限りでない。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第16号

平成25年3月29日

那覇市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別会計条例の一部を改正する条例

那覇市特別会計条例(1971年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を同表の右欄に定める事業又は事務のため設置する。 <table> <tr> <th>特別会計名</th><th>事業又は事務の名称</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市病院事業債管理特別会計</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市公営墓地整備等事業特別会計</td><td>那覇市公営墓地の整備及び管理事業</td></tr> </table>	特別会計名	事業又は事務の名称	[略]		那覇市病院事業債管理特別会計	[略]	那覇市公営墓地整備等事業特別会計	那覇市公営墓地の整備及び管理事業	[略] <table> <tr> <th>特別会計名</th><th>事業又は事務の名称</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市病院事業債管理特別会計</td><td>[略]</td></tr> </table>	特別会計名	事業又は事務の名称	[略]		那覇市病院事業債管理特別会計	[略]
特別会計名	事業又は事務の名称														
[略]															
那覇市病院事業債管理特別会計	[略]														
那覇市公営墓地整備等事業特別会計	那覇市公営墓地の整備及び管理事業														
特別会計名	事業又は事務の名称														
[略]															
那覇市病院事業債管理特別会計	[略]														
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。															

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 那覇市公営墓地整備等事業特別会計の平成24年度に係る予算及び決算については、なお従前の例による。

那覇市条例第17号

平成25年 3 月29日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 (個人の市民税の税率の特例)
第20条～第22条 〔略〕	第20条 平成26年度から平成35年度までの 各年度分の個人の市民税に限り、均等割 の税率は、第31条第1項の規定にかかわら ず、同項に規定する額に500円を加算した 額とする。 第21条～第23条 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第18号

平成25年 3 月 29 日

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここ
に公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例(昭和48年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務所の所在地) 第4条 事業の事務所の所在地は、那覇市 <u>銘 苅2丁目3番1号</u> とする。	(事務所の所在地) 第4条 事業の事務所の所在地は、那覇市 <u>泉 崎1丁目1番1号</u> とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第19号

平成25年 3 月29日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線をを削る。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表（第2条関係）

附属機関の属 する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	〔略〕	
	那覇市水産業振興整備対策協議会	〔略〕
	那覇市障害児等早期療育委員会	障害児等の処遇及び指導等に関する <u>こと。</u>
	那覇市町界町名整理審議会	〔略〕
	那覇市男女共同参画会議	〔略〕
	那覇市保健福祉医療審議会	保健、福祉及び医療に係る施策に関する <u>こと。</u>
	那覇市文化行政審議会	〔略〕
	〔略〕	
	那覇市保健センター建設委員会	〔略〕
	那覇市こども政策審議会	子ども政策に関する <u>こと。</u>
	〔略〕	
教育委員会	〔略〕	
	那覇市就学指導委員会	〔略〕
	那覇市立学校結核対策委員会	結核の精密検査を要する児童及び生徒の判定並びに市立学校の結核対策に関する <u>こと。</u>
	那覇市立教育研究所運営審議会	〔略〕
	那覇市小中一貫教育審議会	市立学校の小中一貫教育に関する <u>こと。</u>

〔改正後 別記〕

別表(第2条関係)

附属機関の属 する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	〔略〕	
	那覇市水産業振興整備対策協議会	〔略〕
	那覇市町界町名整理審議会	〔略〕
	那覇市男女共同参画会議	〔略〕
	那覇市文化行政審議会	〔略〕
	〔略〕	
	那覇市保健センター建設委員会	〔略〕
	那覇市保健所運営協議会	<u>本市における地域保健及び保健所の運営に関すること。</u>
	那覇市小児慢性特定疾患対策協議会	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の規定による小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること。</u>
	那覇市こども政策審議会	<u>児童、妊産婦及び知的障害者の福祉その他こども関連の施策に関すること。</u>
教育委員会	〔略〕	
	那覇市就学指導委員会	〔略〕
	那覇市立教育研究所運営審議会	〔略〕

那覇市条例第20号

平成25年3月29日

那覇市療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市療育センター条例の一部を改正する条例

那覇市療育センター条例(昭和57年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>障害児</u>の早期療育事業を推進するため、本市に療育センターを設置する。 (事業) 第3条 療育センターは、次の事業を行う。 (1) <u>障害児</u>の相談事業 (2) <u>障害児の通園事業</u> (3) <u>障害児</u>の機能回復訓練事業 (4) その他<u>障害児</u>の早期療育に関すること。 (対象児童) 第4条 前条の事業の対象となる児童は、市内に居住し、<u>障害</u>のある就学前の児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、学齢児に対しても事業を利用させることができるものとする。 (使用料) 第7条 第5条第1項の許可を受けた者は、第3条第2号に規定する事業を利用する場合は、市長に対し、その利用に係る使用料として児童福祉法(<u>昭和22年法律第164号</u>)第21条の5の3第1項の指定通所支援に要した費用(同項の通所特定費用を除く。)を納付しなければならない。	(設置) 第1条 <u>障がい児</u>の早期療育事業を推進するため、本市に療育センターを設置する。 (事業) 第3条 [略] (1) <u>障がい児</u>の相談事業 (2) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業</u> (3) <u>障がい児</u>の機能回復訓練事業 (4) その他<u>障がい児</u>の早期療育に関すること。 (対象児童) 第4条 前条の事業の対象となる児童は、市内に居住し、<u>障がい</u>のある就学前の児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、学齢児に対しても事業を利用させることができるものとする。 (使用料) 第7条 第5条第1項の許可を受けた者は、第3条第2号に規定する事業を利用する場合は、市長に対し、その利用に係る使用料として児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援に要した費用(同項の通所特定費用を除く。)を納付しなければならない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第21号

平成25年 3 月29日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕(第13条—<u>第28条</u>) 第4章 〔略〕 付則 (初任給、昇格及び昇給等の基準) 第10条 〔略〕 2～10 〔略〕 (通勤手当) 第19条 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 (1) 〔略〕 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額	目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕(第13条—<u>第28条の2</u>) 第4章 〔略〕 付則 (初任給、昇格及び昇給等の基準) 第10条 〔略〕 2～10 〔略〕 <u>11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> <u>第10条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> (通勤手当) 第19条 〔略〕 2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>再任用短</u>

アヘス [略] (3) [略] 3 [略] (時間外勤務手当) 第21条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかか	<u>時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u> アヘス [略] (3) [略] 3 [略] (時間外勤務手当) 第21条 [略] 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、<u>正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</u> 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定
--	---

わらず、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 〔略〕

（期末手当）

第26条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。付則第13項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4～5 〔略〕

（勤勉手当）

第26条の4 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の

により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 〔略〕

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（期末手当）

第26条 〔略〕

2 〔略〕

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。付則第13項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5～6 〔略〕

（勤勉手当）

第26条の4 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 〔略〕

4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第26条の4第3項」と読み替えるものとする。

5 〔略〕

付 則

13 当分の間、行政職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上で

げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5（管理職員にあっては、100分の42.5）を乗じて得た額の総額

3 〔略〕

4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条の4第3項」と読み替えるものとする。

5 〔略〕

（再任用職員についての適用除外）

第28条の2 第14条、第15条、第17条、第18条、第19条の2及び第27条の規定は、再任用職員には適用しない。

付 則

13 〔略〕

あるもの（その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(2) 〔略〕

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条の4第4項において準用する第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

(5) 〔略〕

〔別表第1 別記〕

〔別表第2 別記〕

(1)～(2) 〔略〕

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条の4第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

(5) 〔略〕

〔別表第1 別記〕

〔別表第2 別記〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 表の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 〔略〕

〔改正前 別記〕

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
以外の職員	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 〔略〕

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用職員		<u>186,800</u>	<u>213,500</u>	<u>245,700</u>	<u>259,300</u>	<u>285,500</u>	<u>327,000</u>

備考 [略]

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用職員		<u>233,200</u>	<u>257,800</u>	<u>265,100</u>	<u>275,500</u>	<u>292,600</u>	<u>330,400</u>

備考 [略]

那覇市条例第22号

平成25年 3 月 29 日

那覇市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項及び第2項、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 (定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医師である職員の定年は、年齢65年とする。 (定年退職者の再任用) 第5条 任命権者は、第2条の規定により退職した者又は前条の規定により引き続き勤務した後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、その職はその者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならない。 (1) 退職する前の勤務成績が良好であること。 (2) 採用に係る職の職務の遂行に必要な知識又は技能を有していること。 2 任命権者は、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期における勤務成績が良好である者について、引き続き公務の能率的運営を確保するために特に必要があると認めるときは、その任期を1年を超えない範囲内で更新することができる。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 (定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢65年とする。

3 <u>前2項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> <u>第6条～第7条</u> 〔略〕 付 則 1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、<u>第6条</u>の規定は、公布の日から施行する。 3 <u>第5条の規定は、改正法附則第3条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第4条の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)附則第3条」と、「前条」とあるのは「付則第2項において準用する前条」と、同条第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が第3条に定める年齢に達した日」と読み替えるものとする。</u> <u>4</u> 〔略〕	<u>第5条～第6条</u> 〔略〕 付 則 1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、<u>第5条</u>の規定は、公布の日から施行する。 <u>3</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第23号

平成25年 3 月29日

那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例

那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例（平成5年那覇市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 史跡^{タマウドゥン}玉陵その他これに附帯する文化財及び教育委員会が指定する区域並びに特別名勝識名園を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため、玉陵^{タマウドゥン}及び識名園を設置する。 (位置) 第2条 ^{タマウドゥン}玉陵及び識名園の位置は、次のとおりとする。 [表 別記] (観覧料) 第3条 [略] <u>2 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</u>	(設置) 第1条 史跡^{タマウドゥン}玉陵その他これに附帯する文化財及び市長が指定する区域並びに特別名勝識名園を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため、玉陵^{タマウドゥン}及び識名園を設置する。 (位置) 第2条 [略] [表 別記] (観覧料) 第3条 [略] (観覧料の減免) <u>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧料の全部を免除することができる。</u> (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の学校の幼児、児童及び生徒並びにその引率者が教育上の目的で観覧する場合</u> (2) <u>就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒が観覧する場合</u> (3) <u>特別支援学校の児童及び生徒並び</u>

に小学校及び中学校の特別支援学級（学校教育法第81条に規定する特別支援学級をいう。）の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している幼児及び少年並びにその引率者が観覧する場合

(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合

(6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が観覧する場合

(7) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合

(8) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者が観覧する場合

(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市が共催する行事のため観覧する場合

(2) 国及び他の地方公共団体が主催する行事のため観覧する場合

(3) 本市に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合

(4) 市長が認める観光用クーポン等で

<u>第4条</u> 〔略〕 (行為の制限) <u>第5条</u> ^{タマウドゥン}玉陵等の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) その他<u>教育委員会</u>が指定する行為 2 <u>教育委員会</u>は、前項各号に掲げる行為が公衆の^{タマウドゥン}玉陵等観覧に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、必要な条件を付して同項の許可を与えるものとする。 3 〔略〕 (観覧) <u>第6条</u> 観覧者は、<u>教育委員会</u>の指示に従わなければならない。 (原状回復) <u>第7条</u> <u>教育委員会</u>は、<u>第4条</u>の規定に違反した者に対して、直ちに原状回復を命じ、及び^{タマウドゥン}玉陵等の区域内から退去を命ずることができる。 (委任) <u>第8条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。	<u>観覧する場合</u> (5) その他<u>市長</u>が特に必要と認める場合 <u>第5条</u> 〔略〕 (行為の制限) <u>第6条</u> ^{タマウドゥン}玉陵等の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) その他<u>市長</u>が指定する行為 2 <u>市長</u>は、前項各号に掲げる行為が公衆の^{タマウドゥン}玉陵等観覧に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、必要な条件を付して同項の許可を与えるものとする。 3 〔略〕 (観覧) <u>第7条</u> 観覧者は、<u>市長</u>の指示に従わなければならない。 (原状回復) <u>第8条</u> <u>市長</u>は、<u>第5条</u>の規定に違反した者に対して、直ちに原状回復を命じ、及び^{タマウドゥン}玉陵等の区域内から退去を命ずることができる。 (委任) <u>第9条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に改正前の那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例の規定により教育委員会に対

して行っている許可の申請又は教育委員会が行った許可その他の処分は、改正後の那覇市玉陵及び識名園タマウドグン条例の相当規定により市長に対して行っている許可の申請又は市長が行った許可その他の処分とみなす。

[改正前 別記]

[第2条の表]

[略]	
識名園	那覇市字真地421番の1

[改正後 別記]

[第2条の表]

[略]	
識名園	那覇市字真地421番1

那覇市条例第24号

平成25年 3 月29日

那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) その他の医療に関する法令の規定次に掲げる規定をいう。 ア～イ [略] ウ <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第58条第1項 (5)～(7) [略] (助成の範囲) 第4条 市長は、<u>第3条</u>に規定する助成対象者のこどもに係る医療費(こどもが4歳に達する日の属する月の翌月1日以後の者である場合にあっては、入院に係る医療費に限る。)につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費及び付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。ただし、3歳児(3歳に達する日の属する月の翌月1日から4歳に達する日の属する月の末日までの者)については、規則で定める額を控除した額を助成する。 2 <u>前項</u>の規定による助成は、法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療費に関する支給を受けることがで	(用語の意義) 第2条 [略] (1)～(3) [略] (4) [略] ア～イ [略] ウ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第58条第1項 (5)～(7) [略] (助成の範囲) 第4条 市長は、<u>前条</u>に規定する助成対象者のこどもに係る医療費(こどもが4歳に達する日の属する月の翌月1日以後の者である場合にあっては、入院に係る医療費に限る。)につき、<u>助成対象者が一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費及び付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。ただし、3歳児(3歳に達する日の属する月の翌月1日から4歳に達する日の属する月の末日までの者)については、規則で定める額を控除した額を助成する。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、未熟児に係る養育医療の一部負担金が発生する場合において、規則で定める要件に該当するときは、助成対象者が負担すべき額(高額療養費及び付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成することができる。</u> 3 <u>前2項</u>の規定による助成は、法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療費に関する支給を受けることが

きるときは、当該支給の限度において行 わない。	できるときは、当該支給の限度において 行わない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中 下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市子ども医療費助成条例の規定は、平成25年4月診療分以後の医療費の助
成について適用する。

那覇市条例第25号

平成25年 3 月29日

那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防危険物手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市消防危険物手数料条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)及び那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)に定める危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料について必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この条例における用語の意義は、消防法、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)に定めるところによるものとする。 (徴収) 第3条 手数料は、申請の際に徴収する。 2 [略] (手数料) 第4条 手数料を納付すべき者、区分及び手数料の額は、<u>別表</u>のとおりとする。	<u>那覇市消防手数料条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)及び那覇市火災予防条例(<u>1972年那覇市条例第18号</u>)に定める危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料<u>並びに</u>消防法施行令(昭和36年政令第37号)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)に定める消防長が開催する防火管理等の講習に関する手数料について必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この条例における用語の意義は、消防法、<u>消防法施行令</u>、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。)、<u>消防法施行規則</u>及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)に定めるところによるものとする。 (徴収) 第3条 手数料は、申請<u>又は申込み</u>の際に徴収する。 2 [略] (手数料) 第4条 <u>危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料を納付すべき者、区分及び手数料の額は、別表第1のとおりとする。</u> <u>2 防火管理等の講習に関する手数料を納付すべき者、区分及び手数料の額は、別表第2のとおりとする。</u> <u>(手数料の免除)</u> 第5条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項に定める手数料を</u>

別表 〔略〕	<u>免除することができる。</u> <u>(1) 本市の職員が、公務上の必要により防火管理等の講習を受講する場合、当該職員の属する機関から手数料免除の申請があったとき。</u> <u>(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。</u> <u>(委任)</u> <u>第6条 この条例に定めるもののほか、施行について必要な事項は、消防長が別に定める。</u> 別表第1 〔略〕 [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1人当たり)
市内の事業所に勤務する者 で市内に住所を有するもの 又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	甲種防火管理新規講習	1,500円
	甲種防火管理再講習	1,000円
	乙種防火管理講習	1,000円
	防災管理新規講習	1,500円
	防災管理再講習	1,000円
	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習	2,500円
	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	1,500円
	自衛消防業務新規講習	13,000円
市内の事業所に勤務する者 で市外に住所を有するもの	自衛消防業務再講習	10,000円
	甲種防火管理新規講習	2,000円
	甲種防火管理再講習	1,500円
	乙種防火管理講習	1,500円
	防災管理新規講習	2,000円
	防災管理再講習	1,500円
	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習	3,000円
	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	2,000円
	自衛消防業務新規講習	15,000円
	自衛消防業務再講習	12,000円
講習修了証の再交付又は書換えの申請		1件 500円

那覇市条例第26号

平成25年3月29日

那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部を改正する条例

那覇市中心商店街にぎわい広場条例(平成17年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>新たに商品を開発して販売を行おうとしている者等を支援する施設、中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、もって中心商店街の活性化に資するため、那覇市中心商店街にぎわい広場(以下「にぎわい広場」という。)を設置する。</u>	(設置) 第1条 <u>中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、もって中心商店街の活性化に資するため、那覇市中心商店街にぎわい広場(以下「にぎわい広場」という。)を設置する。</u>
(施設の構成) 第3条 <u>にぎわい広場は、次に掲げる施設をもって構成する。</u> (1) <u>チャレンジショップ</u> (2)～(3) [略]	(施設の構成) 第3条 [略] (1) <u>コミュニティルーム</u> (2)～(3) [略]
2 <u>チャレンジショップは、新たな商品を開発して販売を行おうとしている者、新たな商売を始めようとしている者等に販売の場を提供するための施設とする。</u>	2 <u>コミュニティルームは、営利を目的とせず、地域コミュニティの発展に寄与する活動をしている団体が利用できる施設とする。</u>
3 [略]	3 [略]
4 駐車場は、 <u>二輪自動車、原動機付自転車及び自転車を駐輪させる施設とする。</u> (施設の <u>利用期間</u>)	4 駐車場は、 <u>自動二輪車、原動機付自転車及び自転車を駐輪させる施設とする。</u> (施設の <u>利用期間等</u>)
第5条 <u>にぎわい広場の施設の利用期間は、次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>チャレンジショップ及び駐輪場の利用期間は、1月以上13月未満の範囲内で市長が必要と認める期間とし、その終期は、月の末日とする。</u> (2) [略]	第5条 [略] (1) <u>コミュニティルームの利用は、1時間を単位とし、市長が必要と認める時間とする。</u> (2) [略] (3) <u>駐輪場の利用期間は、1月以上13月未満の範囲内で市長が必要と認める期間とし、その終期は、月の末日とする。</u>
2 [略] (利用許可)	2 [略] (利用許可)

第6条 にぎわい広場の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 [略] 3 <u>にぎわい広場の施設（駐輪場を除く。）</u>の利用許可の基準は、規則で定める。 （使用料） 第8条 にぎわい広場の施設の使用料は、別表に定める額とする。 2 暦月の中途において<u>にぎわい広場の施設（イベント広場を除く。）</u>の利用を開始する場合の当該月分の使用料は、日割り計算によるものとする。 3 <u>にぎわい広場の施設</u>の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用許可を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後に納付することができる。 4 [略] （使用料の減免） 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 （1）本市が共催する行事に利用する場合 （2）[略] [別表 別記]	第6条 にぎわい広場の施設を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 [略] 3 <u>コミュニティルームを利用できるもの及びイベント広場</u>の利用許可の基準は、規則で定める。 （使用料） 第8条 にぎわい広場の施設の使用料は、別表に定める額を<u>限度とし、規則で定める額</u>とする。 2 暦月の中途において<u>駐輪場</u>の利用を開始する場合の当該月分の使用料は、日割り計算によるものとする。 3 <u>イベント広場と駐輪場</u>の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用許可を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後に納付することができる。 4 [略] （使用料の減免） 第9条 [略] （1）本市が<u>主催又は共催</u>する行事に利用する場合 （2）本市が<u>補助又は委託</u>する行事に利用する場合 （3）[略] [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び	

改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表(第8条関係)

区分		単位	使用料
チャレンジショップ	1ボックス	1月	1,050円以下で規則
	1オープンスペース	1月	で定める額
イベント 広場	西側デッキ部分を含む場合	[略]	
	西側デッキ部分を含まない場合	[略]	
	西側デッキ部分のみの場合	[略]	
駐輪場		[略]	5,250円以下で規則 で定める額

備考

- 1 ボックスとは、幅42cm・高さ32cm・奥行き37cmの販売スペースをいう。
- 2 1オープンスペースとは、横45cm・縦29cmに区切られた販売スペースをいう。

〔改正後 別記〕

別表(第8条関係)

区分		単位	使用料(限度額)
イベント 広場	西側デッキ及び東屋部分を含む場合	[略]	
	西側デッキ及び東屋部分を含まない場合	[略]	
	西側デッキ及び東屋部分のみの場合	[略]	
駐輪場		[略]	5,250円

那覇市条例第27号

平成25年 3 月29日

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例

那覇市伝統工芸館条例(平成17年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設の構成) 第3条 工芸館は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) [略] <u>(2)～(5) [略]</u> (利用時間及び休館日) 第5条 工芸館の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>第15条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 [略] <u>第7条 [略]</u> (利用料金) <u>第8条 [略]</u> 2 利用料金は、<u>別表第2から別表第4</u>まで(駐車場の利用料金にあっては、那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)別表第10)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3～5 [略] <u>(利用料金の免除)</u> <u>第9条 [略]</u>	(施設の構成) 第3条 [略] (1) [略] <u>(2) ギャラリー</u> <u>(3)～(6) [略]</u> (利用時間及び休館日) 第5条 工芸館の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>第16条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 [略] <u>(観覧料)</u> <u>第7条 工芸館が展示する伝統工芸品等を観覧しようとする者は、指定管理者に対し、観覧料を支払わなければならない。</u> <u>2 観覧料は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u> <u>3 観覧料は、指定管理者の収入とする。</u> <u>第8条 [略]</u> (利用料金) <u>第9条 [略]</u> 2 利用料金は、<u>別表第3から別表第5</u>まで(駐車場の利用料金にあっては、那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)別表第10)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3～5 [略] <u>(利用料金等の減免)</u> <u>第10条 [略]</u>

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>特別展示室の利用料金</u>の全部を免除することができる。 (1)～(4) [略] <u>第10条～第20条</u> [略] [別表第1 別記] <u>別表第2(第8条関係)</u> <u>利用料金(観覧料)</u> [略] <u>別表第3(第8条関係)</u> [略] <u>別表第4(第8条関係)</u> [略]	2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>特別展示室観覧料</u>の全部を免除することができる。 (1)～(4) [略] <u>第11条～第21条</u> [略] [別表第1 別記] <u>別表第2(第7条関係)</u> <u>観覧料</u> [略] [別表第3 別記] <u>別表第4(第9条関係)</u> [略] <u>別表第5(第9条関係)</u> [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 表の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の那覇市伝統工芸館条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による新条例第3条第2号のギャラリーを利用する者の申請その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合には、施行日前においてもその許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において、新条例第8条の許可を受けたものとみなす。

〔改正前 別記〕

別表第1（第5条関係）

施設名	利用時間
特別展示室及び体験工房	〔略〕
研修会議室	〔略〕
〔略〕	

〔改正後 別記〕

別表第1（第5条関係）

利用時間

施設名	利用時間
特別展示室及び体験工房	〔略〕
ギャラリー	9：00～20：00
研修会議室	〔略〕
〔略〕	

備考 ギャラリーで企画展が開催されない場合におけるギャラリーの利用時間は、特別展示室及び体験工房の項の利用時間を適用する。

〔改正後 別記〕

別表第3（第9条関係）

ギャラリー利用料金

区分	1日当たりの金額
展示品等の販売を行わない場合	11,600円
展示品等の販売を行う場合	35,000円

備考 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品等の販売を行う場合の項の額を適用する。

那覇市条例第28号

平成25年 3 月29日

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号。以下この項において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を給料として支給する。 (1)～(2) 〔略〕	付 則 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号。以下この項において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>平成26年3月31日までの間においては、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)からその額に3分の1を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を給料として支給し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)からその額に3分の2を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を給料として支給する。</u> (1)～(2) 〔略〕
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第29号

平成25年 3 月29日

那覇市公営墓地整備等事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公営墓地整備等事業基金条例の一部を改正する条例

那覇市公営墓地整備等事業基金条例(平成23年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>那覇市公営墓地整備等事業特別会計歳入歳出予算</u> に計上して、基金に繰り入れるものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>一般会計歳入歳出予算</u> に計上して、 <u>公営墓地等の運営に要する経費に充てるほか</u> 、基金に繰り入れるものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 那覇市公営墓地整備等事業特別会計の平成24年度に係る予算及び決算については、なお従前の例による。

那覇市条例第30号

平成25年 3 月29日

那覇市都市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市都市景観条例の一部を改正する条例

那覇市都市景観条例(平成23年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第5条 [略] 2 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項又は市長の諮問に応じ、都市景観に関する事項を調査審議する。 3 審議会は、都市景観に関する事項について、市長に意見を述べることができる。 (組織) 第6条 審議会は、委員<u>13人</u>以内で組織する。 2 [略] (委員の任期) 第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2～3 [略]	(設置) 第5条 [略] 2 審議会は、この条例<u>及び那覇市屋外広告物条例(平成24年那覇市条例第69号)</u>の規定によりその権限に属するものと定められた事項又は市長の諮問に応じ、都市景観<u>及び屋外広告物</u>に関する事項を調査審議する。 3 審議会は、都市景観<u>及び屋外広告物</u>に関する事項について、市長に意見を述べることができる。 (組織) 第6条 審議会は、委員<u>17人</u>以内で組織する。 2 [略] (委員の任期) 第7条 委員の任期は、2年<u>以内</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2～3 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第31号

平成25年 3 月29日

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
目次 第1条～第18条 〔略〕 第19条(傍聴の取扱い) 第20条～第31条 〔略〕 付則 (常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属) 第2条 常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>教 育 福 祉 常 任 委 員 会</td><td>〔略〕</td><td><u>健康福祉部(健康保険局を除く。)</u>、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td>厚 生 経 済 常 任 委 員 会</td><td>〔略〕</td><td>市民文化部、経済観光部、環境部、<u>健康保険局</u>及び農業委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table> 2 〔略〕	名称	定数	所管事項	〔略〕			教 育 福 祉 常 任 委 員 会	〔略〕	<u>健康福祉部(健康保険局を除く。)</u> 、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項	厚 生 経 済 常 任 委 員 会	〔略〕	市民文化部、経済観光部、環境部、 <u>健康保険局</u> 及び農業委員会の所管に属する事項	〔略〕			目次 第1条～第18条 〔略〕 第19条(委員会の公開等) 第20条～第31条 〔略〕 付則 (常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属) 第2条 〔略〕 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>教 育 福 祉 常 任 委 員 会</td><td>〔略〕</td><td><u>福祉部</u>、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td>厚 生 経 済 常 任 委 員 会</td><td>〔略〕</td><td>市民文化部、経済観光部、環境部、<u>健康部</u>及び農業委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table> 2 〔略〕	名称	定数	所管事項	〔略〕			教 育 福 祉 常 任 委 員 会	〔略〕	<u>福祉部</u> 、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項	厚 生 経 済 常 任 委 員 会	〔略〕	市民文化部、経済観光部、環境部、 <u>健康部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項	〔略〕		
名称	定数	所管事項																													
〔略〕																															
教 育 福 祉 常 任 委 員 会	〔略〕	<u>健康福祉部(健康保険局を除く。)</u> 、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項																													
厚 生 経 済 常 任 委 員 会	〔略〕	市民文化部、経済観光部、環境部、 <u>健康保険局</u> 及び農業委員会の所管に属する事項																													
〔略〕																															
名称	定数	所管事項																													
〔略〕																															
教 育 福 祉 常 任 委 員 会	〔略〕	<u>福祉部</u> 、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項																													
厚 生 経 済 常 任 委 員 会	〔略〕	市民文化部、経済観光部、環境部、 <u>健康部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項																													
〔略〕																															
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																															

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第26号

平成25年 3 月15日

公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成14年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（福祉事務従事手当の対象業務） 第2条 条例第4条第1号の規則で定めるものは、次に掲げる業務に関し、援護、育成又は更生の措置を要する者等との面接による相談又は調査により、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の業務とする。 （1）～（3） 〔略〕 （4） 介護保険法（平成9年法律第123号） 第115条の45の規定による包括的支援事業に関する業務 2 〔略〕	（福祉事務従事手当の対象業務） 第2条 〔略〕 （1）～（3） 〔略〕 （4） 介護保険法（平成9年法律第123号） 第115条の46の規定による包括的支援事業に関する業務 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第27号

平成25年 3 月 29 日

那覇市道路移動等円滑化基準を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市道路移動等円滑化基準を定める規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 歩道等(第3条―第10条)

第3章 立体横断施設(第11条―第16条)

第4章 乗合自動車停留所(第17条・第18条)

第5章 路面電車停留場等(第19条―第21条)

第6章 自動車駐車場(第22条―第32条)

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設(第33条―第36条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年那覇市条例第3号。以下「条例」という。)第45条の規定に基づき、道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)及び条例において使用する用語の例による。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、条例第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、条例第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等

の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に植樹ます若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。ただし、視覚障害者誘導用ブロック等を設置することによって、視覚障がい者の知覚による認識性を高め、その安全な交通を確保することができる場合は、2センチメートル以下で設置することができる。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) かごの^{のり}内法幅は1.5メートル以上とし、^{のり}内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音

声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は^{のり}

1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障がい者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(14) かごに、原則として、空調設備を設けること。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむ

を得ない場合においては、この限りでない。

- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

（高さ）

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

（ベンチ及び上屋）

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

（乗降場）

第19条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあっては2メートル以上とし、片側を使用するものにあっては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。

- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第20条 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第21条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(障がい者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障がい者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障がい者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

- 2 障がい者用駐車施設の数、は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 障がい者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
 - (1) 当該障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ

短くなる位置に設けること。

(2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。

(3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障がい者用停車施設)

第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障がい者用駐車施設を設ける際には、障がい者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障がい者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障がい者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障がい者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障がい者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第24条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第25条 障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障がい者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障がい者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター(前項のエレベーターを除く。)について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第27条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第28条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第30条 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに

類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

- 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

（休憩施設）

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（照明施設）

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭さく部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とあることとする。

ル」とする。

那覇市規則第28号

平成25年 3 月29日

那覇市営住宅等の整備基準に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅等の整備基準に関する規則

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 敷地の基準(第2条・第3条)

第3章 市営住宅の基準(第4条―第10条)

第4章 共同施設の基準(第11条―第15条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市営住宅等整備基準条例(平成25年那覇市条例第5号)第7条の規定に基づき、市営住宅等の整備基準を定めるものとする。

第2章 敷地の基準

(位置の選定)

第2条 市営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

第3章 市営住宅の基準

(住棟等の基準)

第4条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第5条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

第6条 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

（住戸内の各部）

第7条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

（共用部分）

第8条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

（附帯施設）

第9条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

（適用除外）

第10条 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ（公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る市営住宅については、第5条第2項から第5項まで、第6条第3項、第7条及び第8条の規定は、適用しない。ただし、当該市営住宅については、市長が別に定める必要な措置が講じられていなければならない。

第4章 共同施設の基準

（児童遊園）

第11条 児童遊園の位置及び規模は、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

（集会所）

第12条 集会所の位置及び規模は、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

（広場及び緑地）

第13条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

（通路）

第14条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に

応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

- 2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

（集会所等の利用）

第15条 集会所、児童遊園並びに広場及び緑地を整備する場合は、入居者のほか、市営住宅等の周辺の地域の住民が利用できる施設とするものとする。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第29号
平成25年 3 月29日

那覇市玉^{タマウダウン}陵 及び識名園条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例（平成5年那覇市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（玉陵）

第2条 条例第1条に規定する史跡^{タマウドゥン}玉陵その他これに附帯する文化財は、別表第1のとおりとする。

2 条例第1条に規定する市長が指定する区域は、別表第2のとおりとする。

（観覧時間）

第3条 ^{タマウドゥン}玉陵及び識名園の観覧時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設	観覧時間	
	4月1日から9月30日まで	10月1日から3月31日まで
^{タマウドゥン} 玉陵	午前9時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
識名園	午前9時から午後6時まで	午前9時から午後5時30分まで

（識名園の休園日）

第4条 識名園の休園日は、水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は慰霊の日（6月23日）に当たるときは、その翌日）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園日を設けることができる。

（観覧の手続）

第5条 ^{タマウドゥン}玉陵又は識名園を観覧しようとする者は、観覧料の支払いと引き換えに観覧券の交付を受け、入園の際、これを係員に提示しなければならない。

2 前項の場合において、市長が特に必要と認めるときは、これによらない方法で観覧料の徴収又は観覧券の交付を行うことができるものとする。

（観覧料の減免）

第6条 条例第4条第2項の規定により観覧料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

- (1) 条例第4条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合 5割の額
 - (2) 条例第4条第2項第4号の規定に該当する場合 2割の額
 - (3) 条例第4条第2項第5号の規定に該当する場合 市長が必要と認める額
- 2 観覧料の減免を受けようとする者は、市長が定める様式に従い、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項の申請に対し、観覧料の減免の承認をしたときは、減免承認書を申請者に交付するものとする。

（撮影の制限）

第7条 条例第6条第1項第6号に規定する市長が指定する行為は、業として行う写真機等による撮影とする。

（行為の許可申請書）

第8条 条例第6条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の7日前までに、市長が定める様式に従い、許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について、これを許可し、又は許可しないと決定したときは、許可・不許可通知書を申請者に交付する。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、^{タマウドゥン}玉陵及び識名園の管理について必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に廃止前の那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例施行規則（平成5年那覇市教育委員会規則第7号）の規定により行った承認及び許可は、この規則の相当規定により行った承認及び許可を受けたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に廃止前の那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1(第2条関係)

史跡 ^{タマウドゥン} 玉陵	昭和47年5月15日文部省告示第58号
国指定重要文化財 ^{タマウドゥン} 玉陵	昭和47年5月15日建第1845号
県指定有形文化財 ^{タマウドゥン} 玉陵 碑	昭和34年1月29日
県指定有形文化財 ^{タマウドゥン} 玉陵 石彫獅子	昭和31年12月14日

別表第2(第2条関係)

那覇市首里金城町1丁目3番2	4,151平方メートル
那覇市首里金城町1丁目3番3	5,795平方メートル

那覇市規則第30号

平成25年 3 月29日

那覇市道路の構造の技術的基準を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市道路の構造の技術的基準を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）第4条第1項、第25条第2項及び第33条の規定に基づき、道路の構造の技術的基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（車線により構成されない車道の部分）

第2条 条例第4条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- （1） 交差点
- （2） 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- （3） 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- （4） 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- （5） 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

（車道及び側帯の舗装の構造の基準）

第3条 条例第25条第2項の規則で定める基準は、次条から第6条までに定めるところによるものとする。

2 車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、前項に定める基準に適合する構造とするほか、第7条に定める基準に適合する構造とするものとする。

（疲労破壊輪数）

第4条 疲労破壊輪数（車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号。以下「省令」という。）第1条第1号の疲労破壊輪数をいう。以下この条において同じ。）は、舗装計画交通量（同条第5号の舗装計画交通量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量(単位 1日につき台)	疲労破壊輪数(単位 10年につき回)
3,000以上	35,000,000
1,000以上3,000未満	7,000,000

250以上1,000未満	1,000,000
100以上250未満	150,000
100未満	30,000

2 疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成(省令第1条第1号の舗装構成をいう。次項において同じ。)が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第5条 塑性変形輪数(省令第1条第2号の塑性変形輪数をいう。以下この条において同じ。)は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	塑性変形輪数 (単位 1ミリメートルにつき回)
第1級	3,000以上	3,000
	3,000未満	1,500
その他		500

2 塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第6条 平たん性(省令第1条第3号の平たん性をいう。次項において同じ。)は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

2 平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

第7条 浸透水量(省令第1条第4号の浸透水量をいう。以下この条において同じ。)
は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	浸透水量(単位 15秒につきミリリットル)
第1級	1,000
その他	300

2 浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

(交通安全施設)

第8条 条例第33条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第31号

平成25年 3 月29日

那覇市道路標識の寸法を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市道路標識の寸法を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年那覇市条例第3号）第44条の規定に基づき、道路標識の寸法を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）において使用する用語の例による。

（道路標識の寸法）

第3条 道路標識の寸法は、別表に定めるとおりとする。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

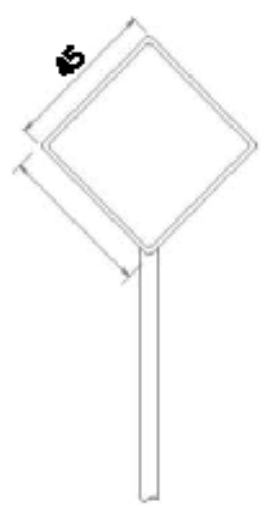
別表（第3条関係）

案内標識

待避所（116の3）	駐車場（117-A）
(90×60)	(60×60)
登坂車線（117の2-A）	総重量限度緩和指定道路（118の3-A）
(60×160)	
総重量限度緩和指定道路（118の3-B）	高さ限度緩和指定道路（118の4-A）
高さ限度緩和指定道路（118の4-B）	道路の通称名（119-A）

道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)
	
まわり道 (120-A)	
 (30×45)	

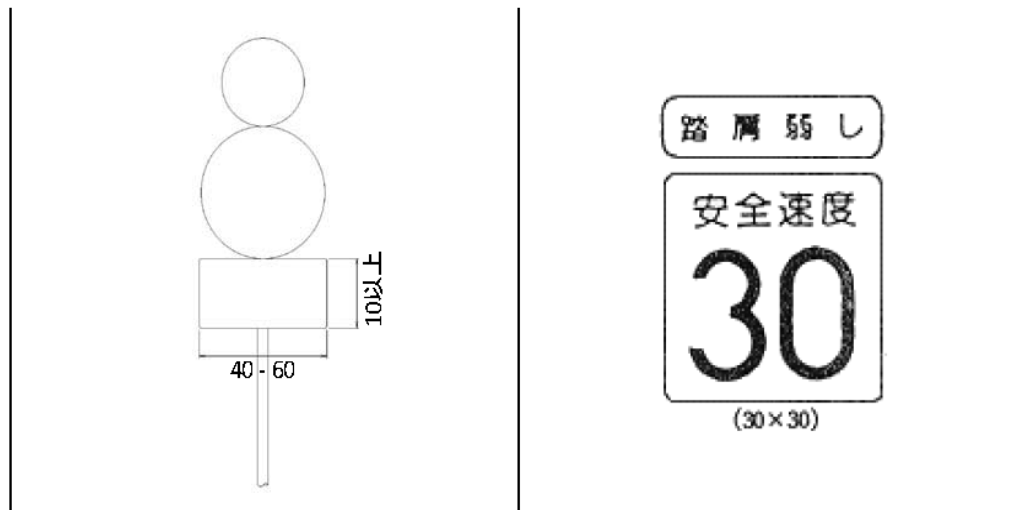
警戒標識

本標識板	+ 形道路交差点あり (201-A)
	
	右 (又は左) 方屈曲あり (202) 
信号機あり (208の2)	落石のおそれあり (209の2)

	
路面凹凸あり(209の3)	合流交通あり(210)
	
車線数減少(211)	幅員減少(212)
	
二方向交通(212の2)	
	

補助標識

補助標識板	注意事項(510)
--------------	------------------



備考

1 本標識板(本標識の標示板をいう。)

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。以下同じ。)を基準とする。

イ 「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

エ 「登坂車線」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

オ 「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「待避所」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
40、50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1

以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

（イ） 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルの太さとする。

2 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）の寸法

- （1） 図示の寸法を基準とする。
- （2） 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

那覇市規則第32号

平成25年 3 月29日

那覇市公園施設等の設置基準を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公園施設等の設置基準を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号。以下「条例」という。)

第2条の4第2項及び第2条の5の規定に基づき、公園施設等の設置基準を定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第2条 条例第2条の4第2項の規定により規則で定める範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第5条に規定する休養施設、運動施設、教養施設又は備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第2条の4第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(2) 政令第6条第1項第2号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として条例第2条の4第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(3) 政令第6条第1項第3号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第2条の4第1項又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(4) 政令第6条第1項第4号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の2を限度として条例第2条の4第1項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（都市公園移動等円滑化基準）

第3条 条例第2条の5の規定により規則で定める都市公園移動等円滑化基準は、別表のとおりとする。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特定公園施設の 区分	都市公園移動等円滑化基準
1 園路及び広 場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する円滑化令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。 (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 3パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。

キ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ク 縁石を切り下げる場合は、切下げ部分の幅員を180センチメートル以上、すりつけ勾配を5パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ケ 通路を横断する排水溝を設ける場合は、つえ又は車椅子の車輪が落ち込まない溝蓋を設けること。

コ 必要に応じ、視覚障がい者誘導用ブロック（円滑化令第11条第2号の点状ブロック等及び円滑化令第21条第2項第1号の線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を設けること。

(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。

ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

キ 高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場が設けられていること。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。

ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。

ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ク 傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する他の部分の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しや

	すいものとする。 ケ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、円滑化令第11条第2号の点状ブロック等が設けられていること。 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 2の項から10の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
2 屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
3 休憩所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

	イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 エ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は、90センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 (2) 受付カウンター又は記載台(以下「受付カウンター等」という。)を設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、受付カウンター等以外の場所又は設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。 (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、8の項((1)を除く。)の基準に適合するものであること。
4 管理事務所	3の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
5 野外劇場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、2の項(1)の基準に適合するものであること。 (2) 出入口と(3)の車椅子使用者用観覧スペース及び(4)の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を90センチメートル以上とすることができる。イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、8の項((1)を除く。)の基準に適合するものであること。

(5) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

	イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
6 野外音楽堂	5の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 1の項(2)に掲げる基準に適合する通路に接続しやすい位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁

掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、その両側に手すりが設けられていること。

- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

- (3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(オ) 戸を設ける場合は、当該戸の幅は、90センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

	(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 (5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。 (6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
9 水飲場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
10 手洗場	9の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。
11 掲示板	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

12 標識	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 (2) 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。 (3) 必要に応じ、点字による表示を行うこと。 (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所がある場合には、その位置を表示すること。 (5) 1の項から11の項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。
-------	--

備考

- 1 この表において「円滑化令」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)をいう。
- 2 この表において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)及び円滑化令において使用する用語の例による。

那覇市規則第33号

平成25年 3 月29日

那覇市教育委員会に対する事務委任規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会に対する事務委任規則

那覇市教育委員会に対する事務委任規則(昭和52年那覇市規則第46号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を那覇市教育委員会(以下「委員会」という。)に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 市長は、次に掲げる事務を委員会に委任する。

(1) 次に掲げる条例に基づく使用料(利用料金を含む。)の徴収、減免及び還付に関すること。

ア 那覇市立森の家みんな条例(平成17年那覇市条例第49号)

イ 那覇市体育施設条例(平成17年那覇市条例第53号)

ウ 那覇市営奥武山体育施設条例(平成21年那覇市条例第24号)

エ 那覇市立学校体育施設使用料条例(平成21年那覇市条例第25号)

オ 那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号)

(2) 委員会の所管に属する行政財産について、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の規定に基づく使用料の徴収、減免及び還付並びに教育財産以外のものの目的外使用許可に関すること。

(3) 学校その他の教育機関の用に供する土地の賃借の契約に関すること。

(4) 委員会の所管に属する予定の物品の寄附受入れに関すること。

付 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の那覇市教育委員会に対する事務委任規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた処分、決定又は締結した契約から適用し、同日前に行われた処分、決定又は締結した契約については、なお従前の例による。

那覇市規則第34号

平成25年 3 月29日

那覇市職員退職手当支給条例施行規則及び那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例施行規則及び那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第1条 那覇市職員退職手当支給条例施行規則（昭和47年那覇市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（退職手当の調整額） 第6条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 前項の規定にかかわらず、給与条例別表第2の医療職給料表(1)の適用を受けていた者については、当該給料表の適用を受けていた期間、同項の表は次のとおり読み替えるものとする。 〔表 別記〕 5 〔略〕	（退職手当の調整額） 第6条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 〔略〕 〔表 別記〕 5 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

〔改正前 別記〕

〔第6条第4項の表〕

第2号区分	職務の級が4級であった者のうち、給与条例第26条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する規則で定める割合が100分の20であったものの支給を受ける者であったもの
〔略〕	

〔改正後 別記〕

〔第6条第4項の表〕

第2号区分	職務の級が4級であった者のうち、給与条例第26条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第5項に規定する規則で定める割合が100分の20であったものの支給を受ける者であったもの
〔略〕	

（那覇市職員の給与に関する規則の一部改正）

第2条 那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（短時間勤務職員の給料月額の端数計算）</u> 第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の那覇市職員の育児休業等に関する条例（平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えられた条例第10条第1項、第2項及び第4項による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 （調整する職及び調整額） 第8条 給料の調整を行う職は、別表第1の	<u>（再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）</u> 第4条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 （1） <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第57条の8において「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u> 条例第10条の2 （2） <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u> 那覇市職員の育児休業等に関する条例（平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えられた条例第10条第1項、第2項、第4項又は第11項 （調整する職及び調整額） 第8条 給料の調整を行う職は、別表第1の

左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職とし、職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者について別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額100分の20を超えるときは、給料月額100分の20に相当する額（育児短時間勤務職員等について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 〔略〕

(日割計算)

第9条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 〔略〕

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261

左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職とし、職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者について別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあつてはその額に那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「再任用短時間勤務職員の算出率」という。）を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務職員の算出率」という。）をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が給料月額100分の20を超えるときは、給料月額100分の20に相当する額（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 〔略〕

(日割計算)

第9条 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 法第55条の2第1項ただし書に規定

号。以下「法」という。)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

(3)～(7) [略]

(支給の範囲及び支給額)

第10条 管理職手当を支給する職は、別表第3に掲げる職とし、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額、同表に掲げる支給額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 [略]

(支給期間及び支給額)

第14条 初任給調整手当の支給期間は、第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員にあつては35年、同条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあつては10年とし、その月額は、職員の区分及び採用の日又は同項各号の職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第3の2に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員で大学(旧専門学校令による専門学校等で市長の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号の職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなるもの(大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。)に対する同表の適用につい

する許可(以下「専従許可」という。)を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

(3)～(7) [略]

(支給の範囲及び支給額)

第10条 管理職手当を支給する職は、別表第3に掲げる職とし、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額、同表に掲げる支給額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間勤務職員の算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員の算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 [略]

(支給期間及び支給額)

第14条 初任給調整手当の支給期間は、第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員にあつては35年、同条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあつては10年とし、その月額は、職員の区分及び採用の日又は同項各号の職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第3の2に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員で大学(旧専門学校令による専門学校等で市長の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号の職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなるもの(大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。)に対す

ては、採用の日又は同号の職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2～3 〔略〕

(端数計算)

第21条の2 条例第16条第2項又は条例第17条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第2条、条例第26条第3項及び第4項並びに条例第26条の4第3項の地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(育児短時間勤務職員等に係る減額)

第37条の2 育児休業条例第17条の規定で読み替えられた条例第19条第2項第2号の規則で定める職員は、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

(時間外勤務手当)

第52条 〔略〕

2 条例第21条第2項に規定する規則で定める時間は、休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の振替等により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)～(2) 〔略〕

3 条例第21条第2項に規定する規則で定める割合は、100分の25とする。

る同表の適用については、採用の日又は同号の職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2～3 〔略〕

(端数計算)

第21条の2 条例第16条第2項又は条例第17条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第2条、条例第26条第4項及び第5項並びに条例第26条の4第3項の地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(再任用短時間勤務職員等に係る減額)

第37条の2 条例第19条第2項第2号(育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規則で定める職員は、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

(時間外勤務手当)

第52条 〔略〕

2 条例第21条第3項に規定する規則で定める時間は、休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の振替等により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)～(2) 〔略〕

3 条例第21条第3項に規定する規則で定める割合は、100分の25とする。

(加算を受ける職員及び加算割合) 第55条の3 条例第26条第4項(条例第26条の4第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員その他の職員として規則で定めるものは、行政職給料表及び医療職給料表並びに那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で主査その他これに相当するものとして市長が定める職員とする。 2 条例第26条第4項の規則で定める職員の区分は、別表第4の職員の欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合の欄に定める割合とする。 (期末手当に係る在職期間) 第56条 [略] 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)～(4) [略] (5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間 (勤勉手当の支給基準) 第57条の8 [略] 2～5 [略] 6 前項に規定する勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。 (1)～(3) [略] (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間	(加算を受ける職員及び加算割合) 第55条の3 条例第26条第5項(条例第26条の4第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員その他の職員として規則で定めるものは、行政職給料表及び医療職給料表並びに那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で主査その他これに相当するものとして市長が定める職員とする。 2 条例第26条第5項の規則で定める職員の区分は、別表第4の職員の欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合の欄に定める割合とする。 (期末手当に係る在職期間) 第56条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間 (勤勉手当の支給基準) 第57条の8 [略] 2～5 [略] 6 [略] (1)～(3) [略] (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から、当該期間に育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
---	--

(5)～(9) 〔略〕 7～8 〔略〕 9 成績率は、<u>100分の150(条例第26条第2項に規定する管理職員にあっては、100分の190)を超えない範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。</u> (端数計算) 第58条の2 〔略〕 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 条例付則第13項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（<u>条例第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第55条の3第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額</u>） (2) 〔略〕	(5)～(9) 〔略〕 7～8 〔略〕 9 成績率は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。</u> (1) 再任用職員以外の職員 100分の135(<u>条例第26条第2項に規定する管理職員にあっては、100分の175</u>) (2) 再任用職員 100分の65(<u>条例第26条第2項に規定する管理職員にあっては、100分の85</u>) (端数計算) 第58条の2 〔略〕 2 〔略〕 (1) 条例付則第13項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（<u>条例第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第55条の3第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額</u>） (2) 〔略〕
備考 1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第35号

平成25年 3 月29日

那覇市伝統工芸館条例施行規則及び那覇市伝統工芸館運営審議会規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市伝統工芸館条例施行規則及び那覇市伝統工芸館運営審議会規則の一部を改正する規則

（那覇市伝統工芸館条例施行規則の一部改正）

第1条 那覇市伝統工芸館条例施行規則（平成17年那覇市規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（利用料金の返還） 第2条 条例第8条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（2） 〔略〕 （利用料金の免除） 第3条 条例第9条第1項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（3） 〔略〕 （公告） 第5条 市長は、条例第15条第1項の規定により那覇市伝統工芸館（以下「工芸館」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 （1）～（3） 〔略〕 （4）条例第15条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法 （5） 〔略〕 （指定申請） 第6条 〔略〕 2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市伝統工芸館指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。 3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（8） 〔略〕 （指定等）	（利用料金の返還） 第2条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（2） 〔略〕 （利用料金の減免） 第3条 条例第10条第1項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（3） 〔略〕 （公告） 第5条 市長は、条例第16条第1項の規定により那覇市伝統工芸館（以下「工芸館」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 （1）～（3） 〔略〕 （4）条例第16条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法 （5） 〔略〕 （指定申請） 第6条 〔略〕 2 条例第16条第3項の規則で定める申請書は、那覇市伝統工芸館指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。 3 条例第16条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（8） 〔略〕 （指定等）

第7条 市長は、<u>条例第15条第1項</u>の規定による指定をするときは、那覇市伝統工芸館指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。 2 市長は、<u>条例第15条第1項</u>の規定による指定をしないときは、那覇市伝統工芸館指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記]	第7条 市長は、<u>条例第16条第1項</u>の規定による指定をするときは、那覇市伝統工芸館指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。 2 市長は、<u>条例第16条第1項</u>の規定による指定をしないときは、那覇市伝統工芸館指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

第1号様式(第6条関係)

那覇市伝統工芸館指定管理者指定申請書

[略]

那覇市伝統工芸館条例第15条第2項の規定により、那覇市伝統工芸館の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

[改正後 別記]

第1号様式(第6条関係)

那覇市伝統工芸館指定管理者指定申請書

[略]

那覇市伝統工芸館条例第16条第2項の規定により、那覇市伝統工芸館の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

[改正前 別記]

第2号様式(第7条関係)

[略]

那覇市伝統工芸館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市伝統工芸館の指定管理者の指定については、那覇市伝統工芸館条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第7条関係)

[略]

那覇市伝統工芸館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市伝統工芸館の指定管理者の指定については、那覇市伝統工芸館条例第16条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

[略]

（那覇市伝統工芸館運営審議会規則の一部改正）

第2条 那覇市伝統工芸館運営審議会規則（平成17年那覇市規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規則は、那覇市伝統工芸館条例（平成17年那覇市条例第44号）第19条第3項の規定に基づき、那覇市伝統工芸館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規則は、那覇市伝統工芸館条例（平成17年那覇市条例第44号）第20条第3項の規定に基づき、那覇市伝統工芸館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第36号

平成25年 3 月29日

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

用途	場所	金額(円)(1平方メートルにつき月額)			
		1等	2等	3等	4等
店舗	[略]				
	那覇市第一牧志 公設市場	[略]			
	那覇市田原公設市場	<u>714</u>	<u>630</u>	<u>546</u>	
	那覇市宇栄原公設市場	[略]			
	那覇市若松公設市場	<u>756</u>	<u>724</u>	<u>682</u>	
倉庫	那覇市牧志公設市場	[略]			
	[略]				
[略]					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

用途	場所	金額(円)(1平方メートルにつき月額)			
		1等	2等	3等	4等
店舗	[略]				
	那覇市第一牧志 公設市場	[略]			
	那覇市宇栄原公設市場	[略]			
倉庫	那覇市牧志公設市場	[略]			
	[略]				
[略]					

備考 [略]

那覇市規則第37号

平成25年 3 月29日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児短時間勤務職員等についての適用除外) 第7条 第3条の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。 (育児を行う職員の早出遅出勤務) 第9条 条例第6条の2第1項第2号の規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業を行う施設その他これに類する事業を行う施設に職員の子を出迎えるために赴く職員とする。 (時間外勤務代休時間の指定) 第16条の2 条例第6条の4第1項の規則で定める期間は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。)第21条第3項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。 2 任命権者は、条例第6条の4第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第8条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のう	(育児短時間勤務職員等についての適用除外) 第7条 第3条の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。第20条において「育児休業法」という。)</u>第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。 (育児を行う職員の早出遅出勤務) 第9条 条例第6条の2第1項第2号の規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を行う施設その他これに類する事業を行う施設に職員の子を出迎えるために赴く職員とする。 (時間外勤務代休時間の指定) 第16条の2 条例第6条の4第1項の規則で定める期間は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。)第21条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。 2 任命権者は、条例第6条の4第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第8条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のう

ち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第21条第3項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1)～(3) [略]

3～7 [略]

（年次有給休暇の日数）

第18条 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して

ち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第21条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1)～(3) [略]

3～7 [略]

（年次有給休暇の日数）

第18条 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項から第3項までの規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、これらの規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項又は第3項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時

得た日数	<u>間</u> を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数
第18条の2 条例第9条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。	第18条の2 [略]
(1) 当該年度の中途において新たに職員となるもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。)	(1) 当該年度の中途において新たに職員となるもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等及び <u>再任用短時間勤務職員</u> にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。)
(2) [略]	(2) [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
(年次有給休暇の単位及び換算)	(年次有給休暇の単位及び換算)
第20条 [略]	第20条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。	3 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務形態の育児短時間勤務職員等	(2) [略]
ア 育児休業法第10条第1項第1号 <u>4時間</u>	ア 育児休業法第10条第1項第1号 <u>3時間55分</u>
イ 育児休業法第10条第1項第2号 <u>5時間</u>	イ 育児休業法第10条第1項第2号 <u>4時間55分</u>
ウ [略]	ウ [略]
(3)～(4) [略]	(3)～(4) [略]
別表第1(<u>第18条関係</u>) [略]	別表第1(<u>第18条の2関係</u>) [略]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条、第9条及び第20条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第21条の2関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～12 〔略〕		
13	〔略〕	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)日に当たる日から出産の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日
14 〔略〕		
15	〔略〕	一の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として5日
16～19 〔略〕		
20	職員が骨髄移植のための <u>骨髄液</u> の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は <u>骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供</u> する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	〔略〕
21～23 〔略〕		

備考

1～3 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～12 〔略〕		
13	〔略〕	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)
14 〔略〕		
15	〔略〕	一の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として5日(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)
16～19 〔略〕		
20	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢 ^{しょう} 血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のため末梢 ^{しょう} 血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	〔略〕
21～23 〔略〕		

備考

- 1 第13号において、再任用短時間勤務職員に係る時間は、38時間45分に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間(1時間

未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)とする。

- 2 第15号において、再任用短時間勤務職員に係る日数は、5日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(当該日数が5日を超える場合は5日)とする。

3～5 〔略〕

那覇市規則第38号

平成25年 3 月29日

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給) 第6条 [略] 2 新たに現業職員となった者の号給は、別表第4の初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定める号給とするものとし、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)</u>の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、<u>那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	(初任給) 第6条 [略] 2 新たに現業職員となった者の号給は、別表第4の初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定める号給とするものとし、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第28条の4第1項、<u>法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下この条において「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、<u>別表第1の現業職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> 3 前項の規定に関わらず、再任用職員で<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>別表第1の現業職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下第7条において「再任用短時間勤務職員の算出率」という。)を乗じて得た額とし、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>

3 〔略〕

（昇格の場合の号給）

第6条の2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とするものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（降格の場合の号給）

第6条の4 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とするものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給料の調整額）

第7条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な

（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務職員等の算出率」という。）を乗じて得た額とし、それぞれの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 〔略〕

（昇格の場合の号給）

第6条の2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とするものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児短時間勤務職員等の算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（降格の場合の号給）

第6条の4 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とするものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児短時間勤務職員等の算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給料の調整額）

第7条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な

職に対し給料の調整を行う職は、別表第6の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる現業職員の占める職とし、当該現業職員の給料の調整額は、同表右欄に掲げる額（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあっては算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 [別表第1 別記] [別表第5 別記] [別表第5の2 別記]	職に対し給料の調整を行う職は、別表第6の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる現業職員の占める職とし、当該現業職員の給料の調整額は、同表右欄に掲げる額（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあってはその額に再任用短時間勤務職員の算出率を、<u>育児短時間勤務職員等</u>の算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 [別表第1 別記] [別表第5 別記] [別表第5の2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1（第3条、第4条関係）

現業職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第1（第3条、第4条関係）

現業職給料表

分の職 区員	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
職員 員以外 の再 任用 職	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
職員 員再 任用		<u>185,800</u>	<u>213,400</u>	<u>257,600</u>	<u>277,800</u>	<u>293,200</u>

〔改正前 別記〕

別表第5（第6条の2関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級～5級
〔略〕			〔略〕
113	〔略〕	<u>58</u>	
〔略〕			
117		<u>59</u>	
118		<u>59</u>	
〔略〕			
121		<u>60</u>	
122		<u>60</u>	
123		<u>60</u>	
〔略〕			
125		<u>61</u>	

〔改正後 別記〕

別表第5（第6条の2関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級～5級

[略]			[略]
113	[略]	<u>57</u>	
[略]			
117		<u>58</u>	
118		<u>58</u>	
[略]			
121		<u>59</u>	
122		<u>59</u>	
123		<u>59</u>	
[略]			
125		60	

[改正前 別記]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級～4級
[略]			[略]
57	[略]	<u>112</u>	
58	[略]	<u>116</u>	
59	[略]	<u>120</u>	
60	[略]	<u>124</u>	
[略]			

[改正後 別記]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級～4級
[略]			[略]
57	[略]	<u>113</u>	
58	[略]	<u>118</u>	
59	[略]	<u>123</u>	
60	[略]	<u>125</u>	
[略]			

那覇市規則第39号

平成25年 3 月29日

那覇市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の定年等に関する規則(昭和60年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
(用語の意義) 第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 再任用 <u>条例第5条第1項の規定により職員を採用することをいう。</u> (定年に達している者の任用) 第3条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第4項に規定する職員を除く。以下同じ。)の採用は、再任用の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには行うことができない。 (再任用) 第5条 <u>再任用は、定年退職をした日又は勤務延長の後に退職した日の翌日以後の期間が3月を超えている者については、行うことができない。</u> 2 <u>再任用は、再任用を行おうとする者の従前の勤務実績に基づく選考により行うものとする。</u> 第6条～第7条 [略] 付 則 2 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>第2条第2号</td><td>[略]</td></tr> </table>	第2条第2号	[略]	(用語の意義) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 再任用 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により職員を採用することをいう。</u> (定年に達している者の任用) 第3条 職員(地方公務員法第28条の2第4項に規定する職員を除く。以下同じ。)の採用は、再任用の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには行うことができない。 第5条～第6条 [略] 付 則 2 [略] <table border="1"> <tr> <td>第2条第2号</td><td>[略]</td></tr> </table>	第2条第2号	[略]
第2条第2号	[略]				
第2条第2号	[略]				

<u>第2条第3号</u>	<u>条例第5条第1項</u>	<u>条例第5条第1項（条例付則第3項において準用する場合を含む。）</u>	<u>第5条第1号</u>	[略]
<u>第5条第1項</u>	<u>定年退職をした日</u>	<u>定年退職をした日（施行日の前日までに施行日に占めている職に係る定年に達している職員にあつては、施行日）</u>		
<u>第6条第1号</u>	[略]			

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 表の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第40号

平成25年 3 月29日

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表（第9条関係）

区分	日額
[略]	
保育士 幼稚園教諭	<u>6,670円</u>
[略]	

[改正後 別記]

別表（第9条関係）

区分	日額
[略]	
保育士 幼稚園教諭	<u>7,000円</u>
[略]	

那覇市規則第41号

平成25年 3 月29日

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則

那覇市公有財産規則（平成3年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（行政財産の貸付け） 第30条 〔略〕 2 前項の規定により行政財産を貸し付ける場合においては、第36条から第38条まで、第39条第1項、第40条第1項（第4号及び第5号に係る部分に限る。）、第41条、第42条、第43条の2、第44条及び第45条の規定を準用する。この場合において、第36条、第38条、第39条第1項、第40条第1項及び第41条中「普通財産」とあるのは、「行政財産」と読み替えるものとする。 （再調達価格等） 第34条 那覇市行政財産使用料条例（1971年那覇市条例第9号。以下この節において「条例」という。）第3条第1項第2号に定める再調達価格は、<u>社団法人全国市有物件災害共済会が作成する標準建物再調達価額表年次別建築費指数表又は建物再調達価額基準建築単価表に基づき算定した額とする。</u> 2 〔略〕 （貸付期間） 第40条 普通財産の貸付期間は、次のとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 事業用借地権（借地借家法第24条第1項に規定する借地権をいう。）を設定することを目的とする土地の有償貸付け 10年以上20年以下 （3）～（5） 〔略〕 2 〔略〕	（行政財産の貸付け） 第30条 〔略〕 2 前項の規定により行政財産を貸し付ける場合においては、第36条から第38条まで、第39条第1項、第40条第1項及び第2項（これらの規定中同条第1項第4号及び第5号に係る部分に限る。）、第41条、第42条、第43条の2、第44条並びに第45条の規定を準用する。この場合において、第36条、第38条、第39条第1項、第40条第1項及び第41条中「普通財産」とあるのは、「行政財産」と読み替えるものとする。 （再調達価格等） 第34条 那覇市行政財産使用料条例（1971年那覇市条例第9号。以下この節において「条例」という。）第3条第1項第2号に定める再調達価格は、<u>公益社団法人全国市有物件災害共済会が作成する木造学校建物再調達価額基準建築単価表、年次別建築費指数表又は建物再調達価額基準建築単価表に基づき算定した額とする。</u> 2 〔略〕 （貸付期間） 第40条 〔略〕 （1） 〔略〕 （2） 事業用借地権（借地借家法第23条第1項及び第2項に規定する借地権をいう。）を設定することを目的とする土地の有償貸付け 10年以上50年未満 （3）～（5） 〔略〕 2 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の	

欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第42号

平成25年 3 月29日

那覇市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（3歳児の控除額） 第2条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき保険医療機関等（医科又は歯科（<u>総合病院にあつては、診療科</u>）別とし、それぞれ薬局（調剤）に係る医療費を含む。）ごとに、1,000円とする。 第3条～第9条 〔略〕	（3歳児の控除額） 第2条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき保険医療機関等（医科又は歯科別とし、それぞれ薬局（調剤）に係る医療費を含む。）ごとに、1,000円とする。 （申請等の委任） 第3条 条例第4条第2項の規則で定める要件は、<u>受給資格者が養育医療に係ることも医療費助成金の支給申請及び受領についての委任状を提出した場合において、市長がこれを受任したときとする。</u> 第4条～第10条 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の那覇市子ども医療費助成条例施行規則第2条の規定は、平成25年4月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市規則第43号

平成25年 3 月29日

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行し、改正後の別表学校教育課の部学習支援事務員の項の規定は、平成24年8月9日から適用する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	[略]	
	非常勤行政資料検索員	[略]
	非常勤文書配送員	日額 3,210
[略]		
管財課	[略]	
	普通財産管理非常勤職員	[略]
	普通財産収納対策補助業務非常勤職員	日額 6,270
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	[略]
企画調整課	非常勤事務職員	[略]
税制課	[略]	
市民税課	[略]	
	特別徴収移行対策等非常勤職員	[略]
[略]		
納税課	[略]	
	市税コンビニ収納等補助員	[略]
	[略]	
市民生活安全課	[略]	

	那覇市消費生活相談補助員	[略]
	[略]	
市民課	戸籍関連事務員	[略]
	外国人登録事務員	日額 7,900
	フロアーマネージャー	日額 6,890
	非常勤事務員	[略]
	[略]	
	国民年金相談員	[略]
文化振興課	市民会館管理要員	[略]
	市民劇場管理要員	時給 1,250
	パレット市民劇場受付管理非常勤	日額 4,880
	展示管理員	時給 1,150
博物館	非常勤学芸員	日額 8,430
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 8,430
	歴史資料整理員	日額 7,090
	古文書解説員	日額 8,950
	教育普及員	日額 8,430
	歴史博物館非常勤事務員	日額 5,510
商工農水課	[略]	
	離島支援連携事業非常勤職員	[略]
なはまちなか振興課	[略]	
	公設市場事務補助非常勤職員	[略]
	チャレンジショップマネージャー	時給 1,100
	チャレンジショップ管理員	時給 890
	路上喫煙防止指導員	日額 7,500
環境政策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 5,810円以内で市長が別に定める額
	廃棄物事務支援員	日額 5,510
	地球温暖化対策推進員	[略]
	[略]	
環境保全課	狂犬病予防事務補助員	日額 6,060
	公営墓地管理事務非常勤職員	[略]
福祉政策課	[略]	
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	[略]
障がい福祉課	[略]	
	障がい者総合相談社会福祉士	[略]
ちゃーがんじゅう課	[略]	
	介護保険料収納推進員	[略]
	地域包括支援センター介護予防専門員	月額 250,000
	地域包括支援センターケアプランナー	月額 220,000
	地域包括支援センター社会福祉士	月額 220,000
	地域包括支援センターレセプト点検員	日額 7,140

	認定専門統括員	[略]
	[略]	
	介護保険窓口指導員	[略]
	認定調査割り付け相談員	日額 6,270
	介護認定審査事務員	[略]
	[略]	
	介護保険料非常勤職員	[略]
保護管理課	[略]	
	福祉相談補助員	[略]
	那覇市福祉事務所就労支援相談員	日額 7,140
	就労指導員	日額 6,890
	非常勤資産調査職員	[略]
	[略]	
	ホームレス巡回指導員	[略]
健康推進課	非常勤保健師・助産師	日額 10,080
	非常勤看護師職員	日額 8,870
	食の環境づくり非常勤栄養士	日額 8,700
国保長寿医療課	[略]	
特定健診課	[略]	
	特定健診データ管理事務員	[略]
保健所準備室	保健所準備室事務補助非常勤職員	日額 5,510
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	[略]
	幼稚園保育料徴収補助員	[略]
	庶務事務補助員	[略]
こどもみらい課	[略]	
	療育センター非常勤保育士	日額 7,140
	療育センター非常勤保健師	[略]
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 920
	療育センター非常勤事務員	[略]
子育て応援課	[略]	
	家庭相談員	[略]
	児童厚生員(月曜日から土曜日までの開館対応)	日額 5,950
	児童厚生員(日曜日開館対応)	日額 8,330
	児童遊園厚生員	日額 5,950
	こども医療費等取扱非常勤職員	[略]
	[略]	
都市計画課	[略]	
区画整理課	区画整理課非常勤事務員	日額 6,270
契約検査課	[略]	
公園管理課	非常勤機械技師	[略]

市営住宅課	[略]	
土木管理事務所	公園管理補助員	日額 9,560
教育委員会総務課	[略]	
[略]		
市民スポーツ課	[略]	
文化財課	調査指導員	日額 8,430
	副調査指導員	日額 7,090
	調査補助員	日額 6,840
	資料整理員	日額 7,140
	副資料整理員	日額 6,270
	資料整理補助員	日額 5,350
	識名園管理指導員	日額 8,430
	玉陵管理指導員	日額 8,430
	文化財保護専任主事	日額 10,130
施設課	[略]	
[略]		
教育相談課	非常勤臨床心理士	日額 11,060
	[略]	
学校教育課	[略]	
	特別支援教育相談員	日額 11,040
	特別支援教育相談補助員	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	[略]	
	非常勤行政資料検索員	[略]
[略]		
管財課	[略]	
	普通財産管理非常勤職員	[略]
	公用車カーシェアリング補助員	日額 6,270
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員	日額 8,170
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	[略]
企画調整課	非常勤事務職員	[略]
	統計事務非常勤職員	日額 6,270
行政経営課	権限移譲等事務補助非常勤	日額 5,510
	外部監査事務非常勤	日額 5,510
税制課	[略]	
市民税課	[略]	

	特別徴収移行対策等非常勤職員	[略]
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 6,270
[略]		
納税課	[略]	
	市税収納等補助員	[略]
	[略]	
市民生活安全課	[略]	
	那覇市消費生活相談補助員	[略]
	消費生活用品安全推進員	日額 8,430
[略]		
市民課	戸籍関連事務員	[略]
	非常勤事務員	[略]
	[略]	
	国民年金相談員	[略]
	窓口証明審査員	日額 6,890
	証明書審査員	日額 6,890
	住民異動届等審査員	日額 6,890
文化振興課	市民会館管理要員	[略]
文化財課	調査指導員	日額 8,430
	副調査指導員	日額 7,090
	調査補助員	日額 6,840
	資料整理員	日額 7,140
	副資料整理員	日額 6,270
	資料整理補助員	日額 5,350
	識名園管理指導員	日額 8,430
	玉陵管理指導員	日額 8,430
	文化財保護専任主事	日額 10,130
	非常勤学芸員	日額 8,430
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 8,430
	歴史資料整理員	日額 7,090
	古文書解説員	日額 8,950
	教育普及員	日額 8,430
	歴史博物館非常勤事務員	日額 5,510
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 5,510
商工農水課	[略]	
	離島支援連携事業非常勤職員	[略]
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日額 5,850
なはまちなか振興課	[略]	
	公設市場事務補助非常勤職員	[略]
	路上喫煙防止指導員	日額 7,140
環境政策課	地球温暖化対策推進員	[略]
	[略]	

廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 5,850
	廃棄物事務支援員	日額 5,850
	廃棄物監視指導員	日額 9,990
環境保全課	公営墓地調査管理事務非常勤職員	日額 6,270
	公営墓地管理事務非常勤職員	[略]
環境衛生課	非常勤獣医師	日額 11,850
	狂犬病予防事務補助員	日額 6,060
福祉政策課	[略]	
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	[略]
	社会福祉法人等指導監査専門員	日額 13,200
	ホームページ等広報担当非常勤	日額 5,510
障がい福祉課	[略]	
	障がい者総合相談社会福祉士	[略]
	身体障害者手帳交付認定嘱託医	日額 11,000
ちゃーがんじゅ う課	[略]	
	介護保険料収納推進員	[略]
	認定専門統括員	[略]
	[略]	
	介護保険窓口指導員	[略]
	介護認定審査事務員	[略]
	[略]	
	介護保険料非常勤職員	[略]
	介護予防専門員	日額 12,400
	包括支援社会福祉士	日額 10,910
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 6,270
	[略]	
保護管理課	[略]	
	福祉相談補助員	[略]
	就労支援員	日額 7,390
	非常勤資産調査職員	[略]
	[略]	
	ホームレス巡回指導員	[略]
	医療機関個別指導等嘱託医	日額 21,000
	返還金等事務担当非常勤職員	日額 6,060
	預貯金等調査非常勤職員	日額 6,060
	生活保護業務事務補助職員	日額 5,510
	医療券等発券非常勤職員	日額 5,850
健康増進課	食の環境づくり非常勤栄養士	日額 8,700
	健康増進課非常勤保健師	日額 10,080
地域保健課	非常勤保健師・助産師	日額 10,080
	非常勤看護師職員	日額 8,870
	地域保健課非常勤臨床心理士	日額 12,500
	地域保健課非常勤保育士	日額 7,140

国民健康保険課	[略]	
特定健診課	[略]	
	特定健診データ管理事務員	[略]
	重症化予防保健指導専門員	日額 10,380
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	[略]
	心理専門員	日額 15,000
	幼稚園保育料徴収補助員	[略]
	庶務事務補助員	[略]
	児童厚生員	日額 5,950
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 8,330
こどもみらい課	[略]	
	療育センター非常勤保育士	日額 8,920
	療育センター非常勤保健師	[略]
	療育センター非常勤事務員	[略]
子育て応援課	[略]	
	家庭相談員	[略]
	こども医療費等取扱非常勤職員	[略]
	[略]	
都市計画課	[略]	
契約検査課	[略]	
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額 8,430
道路管理課	那覇市道路管理補助員	日額 9,560
公園管理課	非常勤機械技師	[略]
	非常勤土木技師	日額 10,210
市営住宅課	[略]	
教育委員会総務課	[略]	
	[略]	
市民スポーツ課	[略]	
施設課	[略]	
	[略]	
教育相談課	非常勤臨床心理士	日額 12,500
	[略]	
学校教育課	[略]	
	特別支援教育相談員	日額 12,500
	特別支援教育相談補助員	[略]
	学習支援事務員	日額 5,510
	[略]	

那覇市規則第44号

平成25年 3 月29日

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則（平成17年那覇市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（利用時間） 第2条 <u>チャレンジショップの利用時間は、10時から19時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> （休館日） 第3条 <u>チャレンジショップの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</u> （1） <u>水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）</u> （2） <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u> （許可の申請） 第6条 [略] 2 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、定款、事業計画書その他の市長が必要と認める書類を添付して、利用目的、利用予定期間その他の市長が必要と認める事項を記載した申請書を提出しなければならない。 （利用許可の基準） 第7条 <u>条例第6条第3項に規定するチャレンジショップの利用許可の基準は、利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当することとする。</u> （1） <u>新たに商品を開発して販売を行おうとしている者であること。</u> （2） <u>新たな商売を始めようとしている</u>	（利用時間） 第2条 <u>コミュニティルームの利用時間は、10時から22時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> （休館日） 第3条 <u>コミュニティルームの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</u> （許可の申請） 第6条 [略] 2 条例第6条第1項の許可を受けようとするものは、定款、事業計画書その他の市長が必要と認める書類を添付して、利用目的、利用予定期間その他の市長が必要と認める事項を記載した申請書を提出しなければならない。 （利用許可の基準等） 第7条 <u>条例第6条第3項に規定するコミュニティルームを利用できるものは、条例第3条第2項に規定する団体のうち市長が定める基準を満たしているものとする。</u>

<u>者であること。</u> (3) <u>市長が定める事項を満たす者であること。</u> 2 〔略〕 (使用料) 第8条 条例別表<u>チャレンジショップの項及び駐輪場の項</u>の規則で定める額は、別表のとおりとする。 (使用料の<u>減額</u>) 第10条 条例第9条の規定により市長が使用料を<u>減額</u>することができる額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 本市が共催する行事に使用する場合 <u>使用料の2分の1の額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</u> (2) 〔略〕 〔別表 別記〕	2 〔略〕 (使用料) 第8条 条例第8条第1項の規則で定める額は、別表のとおりとする。 (使用料の<u>減免</u>) 第10条 条例第9条の規定により市長が使用料を<u>減免</u>することができる額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 本市が<u>主催又は共催する行事に利用する場合</u> <u>全額</u> (2) <u>本市が補助又は委託する行事に利用する場合</u> <u>全額</u> (3) 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表(第8条関係)

区分		使用料(月額)
チャレンジショップ	上から1段目のボックス	630円
	上から2段目のボックス	735円
	上から3段目のボックス	735円
	上から4段目のボックス	420円
	上から5段目のボックス	315円
駐輪場		3,150円

〔改正後 別記〕

別表(第8条関係)

区分		単位	使用料
イベント広場	西側デッキ及び東屋部分を含む場合	1日	10,500円
	西側デッキ及び東屋部分を含まない場合	1日	8,400円
	西側デッキ及び東屋部分のみの場合	1日	5,250円
駐輪場		1月	3,150円

那覇市規則第45号

平成25年 3 月29日

那覇市子ども政策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則

那覇市こども政策審議会規則（平成19年那覇市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（担当事務） 第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、<u>本市のこども政策に関する</u>必要な事項について調査審議する。 （組織） 第3条 審議会は、<u>正委員10人以内</u>で組織する。 2 <u>正委員</u>は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）～（3） [略] 3 第1項の規定にかかわらず、<u>特定の事項を調査審議させるため必要があるときは</u>、審議会に臨時委員を置くことができる。 4 [略] （任期） 第4条 <u>正委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 <u>正委員</u>は、再任されることができる。 3 臨時委員の任期は、<u>当該委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。</u> （会長及び副会長） 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、<u>正委員</u>の互選でこれを定める。 2～3 [略] （会議）	（担当事務） 第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の2第3項において準用する同令第174条の26第3項本文、第4項及び第5項前段の規定によりその権限に属させられた事項その他本市のこども関連の施策に関する必要な事項について調査審議する。</u> （組織） 第3条 審議会は、<u>委員15人以内</u>で組織する。 2 <u>委員</u>は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）～（3） [略] 3 第1項の規定にかかわらず、<u>特別の事項を調査審議するため必要があるときは</u>、審議会に臨時委員を置くことができる。 4 [略] （任期） 第4条 <u>委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 <u>委員</u>は、再任されることができる。 3 臨時委員の任期は、<u>当該臨時委員の担任する特別の事項の調査審議が終了するまでの間とする。</u> （会長及び副会長） 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、<u>委員</u>の互選でこれを定める。 2～3 [略] （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が<u>招集する</u>。 2 審議会は、<u>委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第3項の規定による臨時委員を置く場合は、臨時委員を含むものとする。</u> 3 審議会の議事は、<u>出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> 4 前項の場合においては、<u>会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。</u> (部会) 第7条 <u>特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。</u> 2 部会に属すべき<u>委員は、</u>審議会の議を経て会長が指名する。 3 [略] (関係職員の出席) 第8条 <u>審議会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。</u>	第6条 審議会の会議は、会長が<u>招集し、会長がその議長となる。</u> 2 審議会は、<u>委員及び当該議事に関する臨時委員の合計の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u> 3 審議会の議事は、<u>出席した委員及び当該議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 4 前項の場合においては、<u>議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。</u> (部会) 第7条 <u>特別の事項を調査審議するため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。</u> 2 部会に属すべき<u>委員及び臨時委員は、委員及び臨時委員のうちから、</u>審議会の議を経て会長が指名する。 3 [略] 4 <u>部会長は、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</u> (関係者の出席) 第8条 <u>審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 那覇市障害児等早期療育委員会規則(昭和58年那覇市規則第33号)は、廃止する。

那覇市規則第46号

平成25年 3 月29日

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則（平成19年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給） 第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。	（平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給） 第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、<u>平成26年3月31日までの間においては、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）からその額に3分の1を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条</u>

(1)～(5) [略] 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に前項各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。)であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。 (平成18年改正条例付則第9項の規定による給料の支給) 第6条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当す	<u>例付則第13項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)からその額に3分の2を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。</u> (1)～(5) [略] 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に前項各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。)であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、<u>平成26年3月31日までの間においては、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)からその額に3分の1を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を給料として支給し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)からその額に3分の2を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。</u> (平成18年改正条例付則第9項の規定による給料の支給) 第6条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当す
--	--

る額（市長の定める職員にあっては市長の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において平成21年度減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において平成21年度減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第4条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。

2 〔略〕

る額（市長の定める職員にあっては市長の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において平成21年度減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において平成21年度減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第4条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間においては、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）からその額に3分の1を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）からその額に3分の2を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。

2 〔略〕

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第47号

平成25年 3 月29日

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年那覇市規則第12号)
- (2) 那覇市生活保護法の施行に関する規則(平成10年那覇市規則第25号)
- (3) 那覇市児童福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第38号)
- (4) 那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第43号)
- (5) 那覇市知的障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第44号)
- (6) 那覇市行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第46号)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計管理者訓令

那覇市会計管理者訓令第 1 号

平 成 2 5 年 3 月 2 9 日

那覇市会計管理者事務決裁規程(平成 19 年会計管理者訓令第 1 号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市会計管理者 宮 城 正

那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市会計管理者事務決裁規程（平成19年那覇市会計管理者訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（専決事項） 第3条 室長の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。 （1） <u>収入の調定の通知に関すること。</u> （2） <u>報酬、費用弁償、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費及び交際費の支出に関すること。</u> （3） <u>前号に定めるもののほか、1件500万円未満の支出に関すること。</u> （4） <u>事前合議に係る1件500万円未満の支出負担行為の審査に関すること。</u> （5） <u>歳入歳出外現金の受払いに関すること。</u> （6） <u>前各号に定めるもののほか、定例的、かつ、簡易な事務処理に関すること。</u> 2 主幹の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。 （1）～（3） [略] 3 主査の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。 （1） <u>1件3万円未満の支出に関すること。</u> （2）～（4） [略]	（専決事項） 第3条 室長の専決事項は、次に掲げる事項とする。 （1） <u>1件3万円以上500万円未満の支出に関すること。</u> （2） <u>事前合議に係る次の事項の審査に関すること。</u> ア <u>1件200万円以上500万円未満の支出負担行為</u> イ <u>賠償金の支出負担行為</u> （3） <u>前2号に定めるもののほか、定例的、かつ、簡易な事務処理に関すること。</u> 2 主幹の専決事項は、次に掲げる事項とする。 （1）～（3） [略] （4） <u>収入の調定の通知に関すること。</u> 3 主査の専決事項は、次に掲げる事項とする。 （1） <u>報酬、費用弁償、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費及び交際費の支出に関すること。</u> （2） <u>前号に定めるもののほか、1件3万円未満の支出に関すること。</u> （3）～（5） [略] （6） <u>歳入歳出外現金の受払いに関する</u>

<u>（グループリーダーへの専決権の移譲）</u> 第5条 〔略〕 （代決） 第6条 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは<u>室長が、室長も不在のときは副参事が代決する。</u> 2 室長が専決すべき事項について、室長が不在のときは、<u>副参事</u>が代決する。 3 〔略〕	<u>こと。</u> <u>（専決権の移譲）</u> 第5条 〔略〕 2 主幹は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、<u>会計管理者の承認を得て、主幹の専決事項について主務の主査に専決権の一部を移譲することができる。</u> （代決） 第6条 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは、<u>室長</u>が代決する。 2 室長が専決すべき事項について、室長が不在のときは、<u>主幹</u>が代決する。 3 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

